

第1章 応急活動計画

活 動 の ポ イ ン ト

第1 災害対策本部

1 市本部設置者

- ① 市長（本部長） ⇒ ② 副市長（副本部長） ⇒ ③ 総務部長 ⇒
④ 建設部長 ⇒ ⑤ 政策企画部長

2 市本部設置場所

市役所防災庁舎（災害対策本部会議室） ⇒ 光地区消防組合消防本部庁舎 ⇒
光市総合福祉センター

3 市本部設置又は廃止 ⇒ 関係機関等へ通知又は公表（責任者：総務部長）

4 本部員会議の開催

- (1) 会議の構成員 ⇒ ①本部長、②副本部長、③本部員
(2) 会議の任務
ア 重要事項の決定
イ 応援要請の決定等
(3) 会議の庶務 ⇒ 総務対策部総務班（防災危機管理課）

第2 動員配備

1 連絡方法

- (1) 勤務時間内 ⇒ 庁内放送、電話、FAX、市防災行政無線等
(2) 勤務時間外 ⇒ 一般加入電話、携帯電話等

2 自主参集 ⇒ 震度、津波情報により、連絡がなくても職員は自主的に参集

3 非常参集

道路交通等が途絶した場合 ⇒ 最寄りの支所又は出張所（コミュニティセンター）へ参集

第3 配備体制

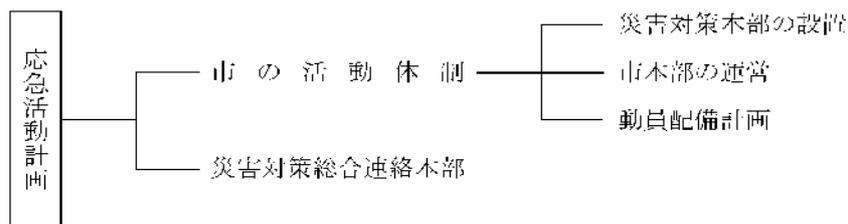
1 配備基準 ⇒ 震度、津波情報に応じた自動配置

- (1) 震度3～4（津波注意報・津波警報） ⇒ あらかじめ指命された職員
(2) 震度5弱強（大津波警報） ⇒ 災害警戒本部体制（全職員による体制）
(3) 震度6弱以上（ ） ⇒ 災害対策本部体制（ ）

2 初動体制

- (1) 参集途上において被害調査実施
(2) 到着した者から初期応急活動を実施

市域に地震、津波による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、市、防災関係機関及び住民は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。このため、応急対策活動の実施に必要な計画を定め、万全を期するものとする。



第1節 市の活動体制

各課共通

市は、市域内に地震、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令及び本防災計画の定めるところにより、県、他の市町及び防災関係機関並びに市域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、基本計画編第3編第1章第1節「市の活動体制」の定めによるものとする。

第1項 災害対策本部の設置

市長は、災害対策に係る責務を遂行するため必要があるときは、光市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

1 市本部の設置基準

市 本 部 の 設 置 基 準
(1) 市の地域内に震度6弱以上の地震が発生した場合 (2) 「山口県瀬戸内海沿岸（彦島南端以东の瀬戸内海沿岸に限る。）」に大津波警報が発表された場合 (3) 前記(1)、(2)以外の場合で、地震、津波により広域的に相当規模の災害が発生し、組織の全力を挙げて応急対策に取り組む必要がある場合

2 市本部の組織

市本部の組織は、本部長（市長）、副本部長（副市長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。

- (1) 本部長（市長）
- (2) 副本部長（副市長）
- (3) 本部長不在時の代理者

本部長が不在等により指揮を行うことが不能のときは、次の順位によって災害対策の重要事項の指揮、命令を行うものとする。これは、本部設置以前においても、同様とする。

第1順位 副市長（副本部長）

第2順位 総務部長

第3順位 建設部長

第4順位 政策企画部長

(4) 光市災害対策本部組織図

市本部の組織図は、別表第1のとおりである。

3 市本部の設置場所

市本部の設置場所は次のとおりとする。ただし、災害の状況等を考慮して決定するものとする。

第1順位 市役所防災庁舎（災害対策本部会議室）

第2順位 光地区消防組合消防本部庁舎

第3順位 光市総合福祉センター

4 市本部の所掌事務

市本部の所掌事務は、別表第2のとおりである。

5 市本部の廃止基準

市長は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。

6 市本部の設置（廃止）の通知等

総務対策部長は、市本部が設置又は廃止されたときは、直ちにその旨を次により通知及び公表するものとする。

通知又は公表先	担当課	主な通知又は公表方法
庁内各部	防災危機管理課	庁内放送、電話、口頭、庁内LAN
大和支所及び各出張所	〃	電話、FAX、市防災行政無線、庁内LAN
市出先機関	各主管担当課	電話、FAX、市防災行政無線（一部）、庁内LAN
県防災危機管理課 周南県民局	防災危機管理課	県防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAX、文書
光地区消防組合	〃	県防災行政無線、市防災行政無線、電話、FAX、使送、 庁内LAN
光警察署	〃	市防災行政無線、電話、FAX、使送
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	〃	電話、FAX、県防災行政無線、電子メール
近隣市町	〃	県防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAX
一般住民	企画調整課	広報車、電話（自治会長等を通じて）
	防災危機管理課	防災行政無線、防災広報ダイヤル、メール配信サービス、 防災情報電話通知サービス、市SNS、光市防災ポータル
	情報・DX推進課	市ホームページ
	大和支所 住民福祉課	電話（自治会長等を通じて）
報道機関	企画調整課	電話、FAX、文書

第2項 市本部の運営

1 本部員会議

- (1) 本部長は、市の災害対策を推進するため、必要の都度本部員会議を開催し、災害対策に係る基本方針を決定する。
- (2) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (3) 本部員会議における主な協議事項は、次のとおりとする。

主な協議事項

- ① 本部体制の配備及び廃止
- ② 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針
- ③ 関係団体に対する災害対策の指示事項等
- ④ 災害救助法の適用申請
- ⑤ 自衛隊の災害派遣要請の要求
- ⑥ 県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等に対する応急措置の実施要請及び他市町村に対する応援要請
- ⑦ 災害対策に要する経費
- ⑧ 対策部相互の連絡調整
- ⑨ その他重要な災害対策に関すること。

- (4) 本部員は、当該部局の所管事項に関し本部員会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出るものとする。
- (5) 本部員会議の庶務は、総務対策部総務班（防災危機管理課）が担当する。

2 市本部運営上必要な資機材等の確保

総務班は、市本部が設置されたときは、他班の協力を得て直ちに必要な資機材等を確保する。

区 分	主 な 確 保 す べ き 資 機 材
開設に必要な資機材等の準備	<ul style="list-style-type: none"> ○標示板・腕章・標旗 ○管内地図 ○ラジオ・テレビ ○パソコン・FAX・コピー機 ○防災関係機関・関係団体等の名簿 ○ホワイトボード ○筆記用具 ○その他必要資機材
通 信 手 段 の 確 保	<ul style="list-style-type: none"> ○県防災行政無線 ○衛星電話 ○電話（携帯電話を含む。）
非常用発電設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○停電に備え、非常用発電設備の再点検の実施、小型発電機等の調達

3 現地災害対策本部

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、

現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(1) 現地本部長

ア 現地本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮、監督する。

(2) 現地本部の組織等

現地本部を構成する機関その他組織等に関して必要な事項は、現地本部設置の都度、その都度本部長が、定めるものとする。

4 県の現地対策本部との連携体制

県が現地対策本部を設置した場合においては、一体的な応急対策を実施するために必要な措置を講じる。

第3項 動員配備計画

1 配備体制

第2編第8章第1節「職員の体制」に定める配備体制に基づき、震度、津波情報等に応じて第1警戒体制、第2警戒体制、災害警戒本部体制、災害対策本部体制の各配備体制をとる。

ただし、地震の規模、発生時期等により、特に必要と認めるときは、本部長は、基準と異なる体制、又は対策部ごとに異なる配備体制を発令するものとする。

2 職員の動員体制

(1) 各配備体制にあたる職員については、災害対策本部設置時の部長に充てられる者が、毎年度あらかじめ指名しておく。

(2) 各所属長は、発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について出勤時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。

(3) 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、初動体制、情報連絡体制を整備しておく。

(4) 各部長は、あらかじめ動員計画（配備職員の職氏名、住所、電話番号等）を作成し、総務部長に提出しておく。

3 連絡の方法

(1) 勤務時間内

本庁舎においては庁内放送、電話、口頭により、支所・各出張所・出先機関については電話、FAX、防災行政無線等により、迅速に行う。

(2) 勤務時間外

一般加入電話、携帯電話等を活用し、あらかじめ定めている緊急連絡網により、迅速に行う。

4 職員の動員配備

(1) 勤務時間内

ア 大規模な地震が発生した場合は、震度及び津波情報に応じた自動配置とし、該当職員は、速やかに所定の場所へ配置につくものとする。

総務対策部長（総務部長）は、本部長（市長）に連絡するとともに、庁内放送、電話等により職員への周知徹底を図る。

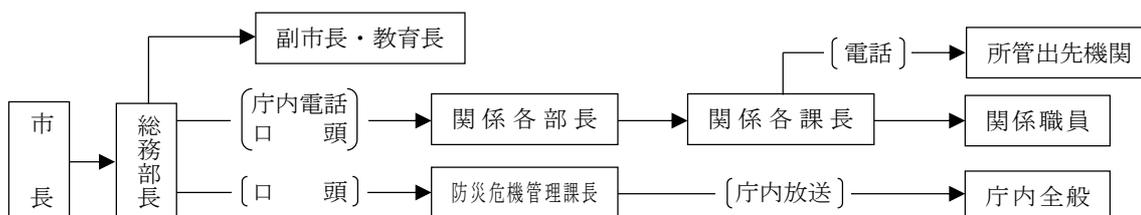
イ 被害等の状況により、本部長が震度等と異なった配備体制をとる決定をした場合は、総務対策部長は、直ちに各対策部長に当該体制を通知するとともに、庁内放送、電話等により周

知の徹底を図る。また、水道局・総合病院等にも速やかに連絡する。

各対策部長は、直ちに各班に連絡し、班員に必要とする業務に従事するよう指示するほか、所管する出先機関にも同様の指示を行う。

配備該当職員は、速やかに所定の場所に配備につき、指示された業務に従事する。配備該当職員以外の職員は、地震情報や被害情報、市本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。

勤務時間内における連絡系統



ウ 初動期における留意事項

各班員は、身の安全を確保しつつ次の事項に留意して冷静に所定の配備につき、応急対策を実施する。

配備時の留意事項

- ① 来庁者、施設利用者へのパニック防止措置、避難誘導
- ② 火災発生防止措置
- ③ 余震による落下物への注意

エ 班員の服務

班員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守するものとする。

勤務時間内における遵守事項

- ① 常に地震情報、市本部関係の指示に注意する。
- ② 不急の行事・会議・出張等を中止する。
- ③ 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ④ 自らの言動で来庁者等に不安や誤解を与えないよう、発言、行動には細心の注意をする。

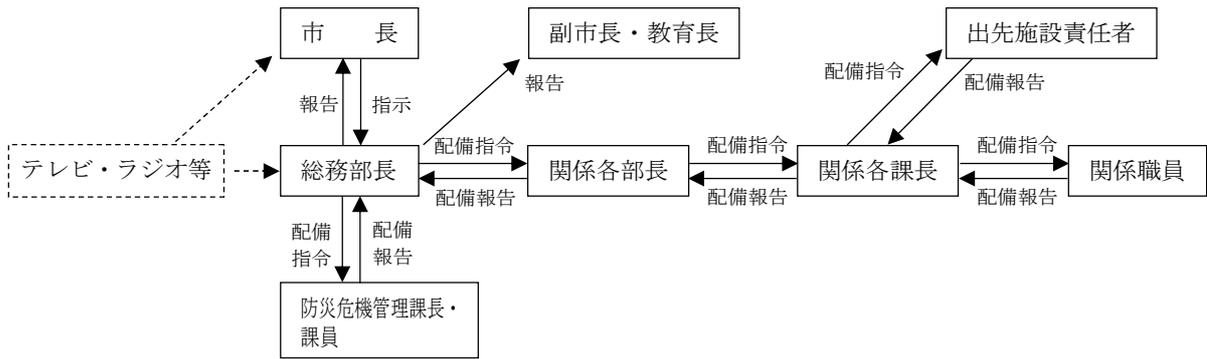
(2) 勤務時間外（夜間・休日等）

ア 市職員の対応

勤務時間外における職員の配備は、発生した地震の震度及び津波情報に応じて、緊急に自主参集することとし、その他の職員は被害の拡大に備え、自宅待機とする。

なお、甚大な被害が発生し、配備体制の引上げ等により職員を緊急招集する場合には、緊急連絡網に基づき緊急招集する。この際、電話等の不通があり得るため、近隣で被害が起きている場合は、震度にかかわらず自主的に参集する。

勤務時間外における連絡系統



イ 自主参集

夜間に地震が発生した場合には、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の参集も容易ではない。このため、被害の発生を覚知した場合、又は発生が予測される場合には、配備該当職員以外の職員も自主的に勤務場所に参集する。

ウ 非常参集

災害により道路交通等が途絶し、所定の配備につくことが著しく困難な場合は、最寄りの支所又は出張所に集合し、所属班長の指示を受けるものとする。

なお、この場合には、速やかに所属長に連絡する。

エ 初期活動の実施

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各対策部の所掌事務にこだわらず、配備体制が整うまで順次参集した職員により必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- (ア) 地震情報・津波情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- (イ) 本部員会議の開催準備（管内地図、ホワイトボード、テレビ・ラジオ、標識、腕章等）
- (ウ) 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- (エ) 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- (オ) 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）
- (カ) ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、ガス、上・下水道等）

参集時の留意事項

- ① 参集時期
配備基準に該当する地震情報を覚知したときは、自主的に勤務場所に参集する。
- ② 参集困難な場合の措置
道路の寸断等により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所又は出張所に参集し、支所長又は出張所長の指示に基づき、災害対策に従事する。
また、負傷その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属長へ連絡する。
- ③ 参集時の服装等
応急活動に適した服を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて持参する。なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れておくなど、平素から準備しておく。

④ 参集途上の情報収集

参集途上においては、可能な限り道路の通行可能状況、各地区被害状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

資料編 [その他] ◦勤務時間外における地震発生への対応フロー図

5 部相互間の応援動員

(1) 動員要請

各対策部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務対策部長（総務班）に要請する。

明 示 事 項

- | | |
|-----------|--------------|
| ○応援を要する時間 | ○応援を要する職種等 |
| ○勤務場所 | ○集合日時、場所、携行品 |
| ○勤務内容 | ○その他参考事項 |

(2) 動員の措置

ア 総務対策部長（総務班）は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の措置を講じる。

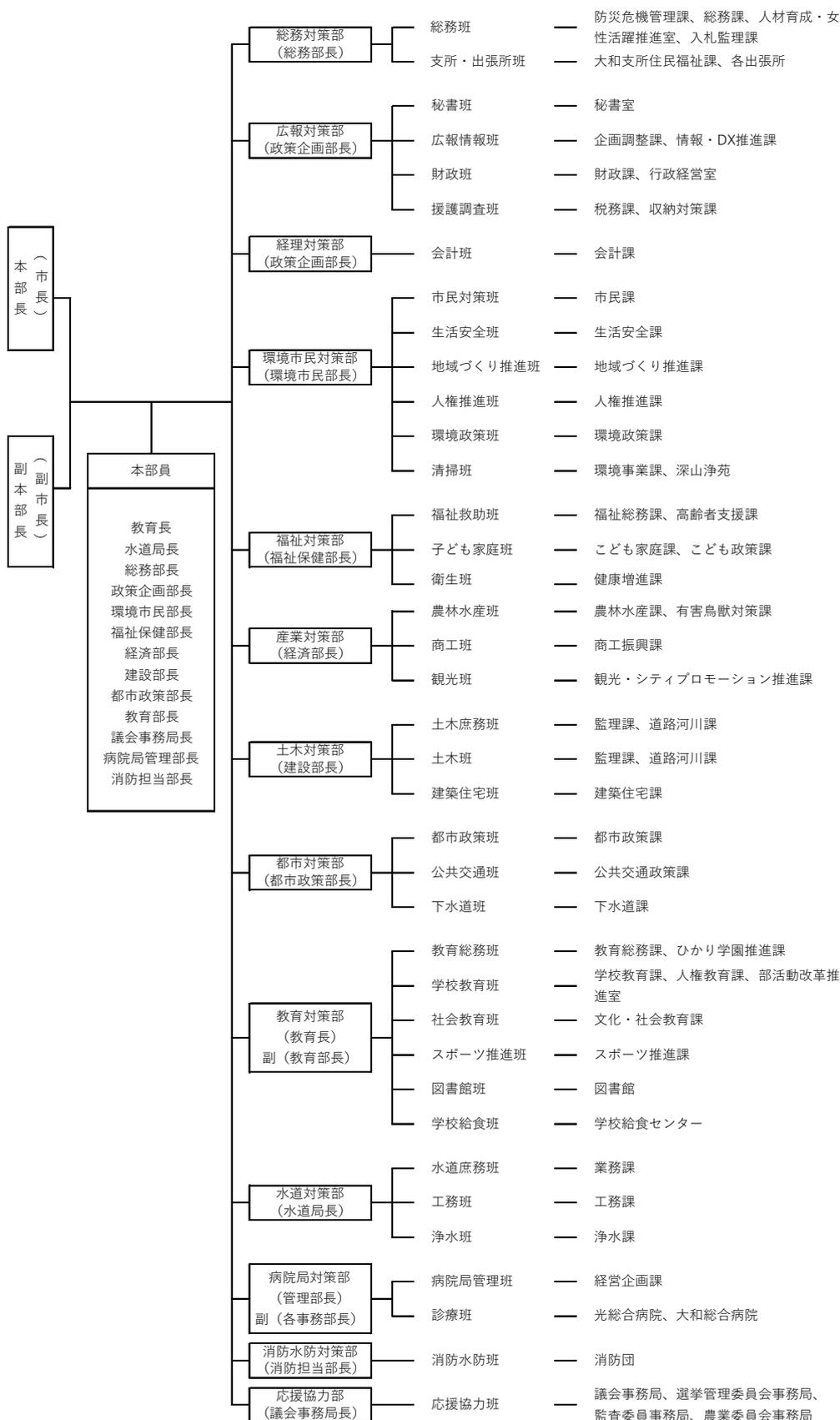
イ 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて協力班を編成し、所要の応援を行う。

第2節 災害対策総合連絡本部

基本計画編第3編第1章第2節「災害対策総合連絡本部」を準用する。

別表第1

市本部組織図



別表第2

部、班の編成及び所掌事務

部・班の編成及び所掌事務は次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務に従って防災対策を実施する。

部	班	担当課	所 掌 事 務
総務対策部 部長：総務部長	総務班	防災危機管理課 総務課 人材育成・ 女性活躍推進室 入札監理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 各対策部との連絡調整に関する事。 3 本部員会議の庶務に関する事。 4 気象情報等の収集及び伝達に関する事。 5 本部長の指示等の周知・伝達に関する事。 6 職員の動員・配備に関する事。 7 各対策部からの災害情報、被害報告の取りまとめに関する事。 8 県、消防庁への被害報告に関する事。 9 各対策部の不足要員の調整に関する事。 10 県、他市町等への応援要請に関する事。 11 自衛隊の災害派遣要請の要求に関する事。 12 防災用車両の集中管理、配車に関する事。 13 緊急車両の確保に関する事。 14 緊急通行車両の確認申請に関する事。 15 避難情報、避難所情報の収集に関する事。 16 避難指示等に関する事。 17 ライフラインに関する情報の収集、提供に関する事。 18 防災行政無線等の通信手段の確保に関する事。 19 臨時ヘリポートの確保に関する事。 20 自主防災組織との連絡調整に関する事。 21 被害情報資料の作成及び報告事務に関する事。 22 職員の食事の確保に関する事。 23 被害状況の調査に関する事。 24 災害防止及び応急活動の応援に関する事。 25 その他、他対策部に属さない事項に関する事。 26 災害対策本部の運営に関する事
	支所・出張所班	大和支所 住民福祉課 各出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 支所・出張所利用者の安全確保対策に関する事。 2 管内の被害状況の取りまとめ、市本部への報告に関する事。 3 管内の関係団体、自治会、自主防災組織との連絡調整に関する事。 4 住民からの問い合わせ、要望、苦情等の取りまとめ、本部との連絡調整に関する事。 5 避難所の開設及び運営等の協力に関する事。 6 支所・出張所の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
広報対策部 部長：政策企画部長	秘書班	秘書室	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
	広報情報班	企画調整課 情報・DX推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務並びに連絡調整に関する事。 2 住民等への広報活動に関する事。 3 住民等への避難情報等の連絡に関する事。 4 臨時広報紙等の発行に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> 5 災害現場の写真撮影、記録の収集及び保管に関すること。 6 災害情報及び災害応急対策に係る報道機関との調整に関すること。 7 報道機関に対する記者会見等の対応に関すること。 8 災害に関する広聴活動に関すること。 9 災害視察者等に対する応接に関すること。 10 被害状況の調査に関すること。 11 災害防止及び応急活動の応援に関すること。 12 庁内情報システムの保安全管理に関すること。 13 システムの被害調査及び応急復旧対策に関すること。 14 市ホームページによる各種災害情報等の提供に関すること。 15 インターネットによる情報収集に関すること。
	財 政 班	財 政 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策の予算編成に関すること。 2 災害対策に必要な財政措置に関すること。 3 市有財産の被害状況の取りまとめに関すること。 4 被害状況の調査に関すること。 5 災害防止及び応急活動の応援に関すること。 6 部内他班への応援協力に関すること。
	援護調査班	税 務 課 収納対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設・運営の協力に関すること。 2 救援物資の受取り、仕分け、配分等に係る応援に関すること。 3 土地・家屋、被災者等の被害状況調査に関すること。 4 市民税・国民健康保険税等の減免、徴収猶予等の措置に関すること。 5 被害状況の調査に関すること。 6 災害防止及び応急活動の応援に関すること。 7 部内他班・他部への応援協力に関すること。
経理対策部 部長：政策 企画部長	会 計 班	会 計 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害経費の出納に関すること。 2 救護金品の受入れ、配布その他救援物資等生活必需品の調達配布の協力に関すること。 3 他対策部への応援協力に関すること。 4 金融機関の調査（被害・業務状況等の確認）に関すること。 5 現金等の保管場所の確保に関すること。
市民対策部 部長：環境 市民部長	市民対策班	市 民 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務並びに連絡調整に関すること。 2 出張所との連絡調整に関すること。 3 被災者名簿の作成に関すること。 4 埋火葬の許可に関すること。
	生活安全班	生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に対する住民からの問い合わせ、要望、苦情等の対応に関すること。 2 相談窓口の設置に関すること。 3 被災地における防犯に関すること。 4 災害時の交通安全対策に関すること。 5 飲料水対策に関すること。
	地域づくり 推 進 班	地域づくり 推 進 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 管轄組織等との連絡調整に関すること。 2 関係施設等の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関すること。 3 避難所の開設及び運営に関すること。

	人権推進班	人権推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権推進施設の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関する事。 2 その他人権推進対策に関する事。 3 部内他班への応援協力に関する事。
	環境政策班	環境政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境対策全般に関する事。 2 関係施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関する事。 3 飲料水汚染対策に関する事。 4 遺体の処置及び埋火葬に関する事。 5 産業公害、その他の環境対策に関する事。 6 災害応急活動の応援に関する事。 7 避難所の開設・運営に関する事。
	清掃班	環境事業課 深山浄苑	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ、し尿、がれき等の収集、処理、清掃に関する事。 2 周南地区衛生施設組合、周南東部環境施設組合との連絡に関する事。 3 廃棄物関係施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関する事。 4 し尿の処理に関する事。 5 し尿施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関する事。 6 関係業者等との連絡調整に関する事。 7 仮置場の確保並びに管理に関する事。
福祉対策部 部長：福祉 保健部長	福祉救助班	福祉総務課 高齢者支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務並びに連絡調整に関する事。 2 総合福祉センター、社会福祉施設の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関する事。 3 避難行動要支援者の被害状況の調査、安否確認、支援対策に関する事。 4 日常生活用具、補装具等の調達に関する事。 5 避難行動要支援者の入所施設確保、搬送等に関する事。 6 所管の社会福祉施設との連絡調整に関する事。 7 障害者団体への応援協力に関する事。 8 ボランティアの受付、活動支援に関する事。 9 市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 10 避難所の開設及び運営に関する事。 11 災害応急活動の応援に関する事。 12 福祉避難所の調整に関する事。 13 福祉関係の相談に関する事。 14 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事。 15 日赤山口県支部等救助に関する防災関係機関との連絡調整に関する事。 16 災害救助法の適用申請に関する事。 17 罹災証明書（火災を除く。）の発行に関する事。 18 被災者の移送、収容保護に関する事。 19 災害救助物資、義援金品、見舞金等の受入れ及び配布その他救援物資等生活必需品の調達・配布に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> 20 災害弔慰金、見舞金の支給に関する事。 21 その他被災者の生活支援に基づく事。 22 部内他班への応援協力に関する事。
	子ども家庭班	こども政策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育園・幼稚園児の安全対策に関する事。 2 保育園・幼稚園の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 避難所の開設及び運営に関する事。 4 その他子どもの家庭に関する事。 5 部内他班への応援協力に関する事。
		こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 1 こどもの家庭に関する事。 2 部内他班への応援協力に関する事。
	衛生班	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 病院局対策部との連絡調整に関する事。 2 医師会及び医療機関との連絡調整に関する事。 3 医師会への医療救護班の派遣要請に関する事。 4 感染症対策に関する事。 5 避難者等の健康管理に関する事。 6 被災地における食品衛生及び生活衛生に関する事。 7 防疫の実施に関する事。 8 診療所等関係施設、設備の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 9 医療救護所の開設及び運営に関する事。 10 医療品、医療資機材の確保に関する事。 11 部内他班の応援協力に関する事。
産業対策部 部長：経済 部長	農林水産班	農林水産課 有害鳥獣対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務並びに連絡調整に関する事。 2 防災パトロール及び危険箇所の観測に関する事。 3 農地、農業用施設、畜産関係の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 4 農業関係団体との連絡調整に関する事。 5 農道、ため池等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関する事。 6 農道、ため池等の二次災害の防止に関する事。 7 防災用主食及び副食の確保に関する事。 8 農業者への防災指導及び防疫に関する事。 9 種子、種苗の供給に関する事。 10 家畜の管理、飼料の需給に関する事。 11 災害金融対策に関する事。 12 雨量、潮位等の情報の整理、現場状況の確認・観測及びこれに伴う状況判断資料等の作成に関する事。 13 避難所の開設に関する事。 14 部内他班の応援協力に関する事。 15 里の厨の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 16 農村施設（農村婦人の家、周防多目的集会所等）の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 17 水産関係施設等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関する事。 18 水産関係施設等の二次災害の防止に関する事。 19 船舶の確保に関する事。 20 水産関係団体との連絡調整に関する事。

			<p>21 治山、市有林、林道、山林関係等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>22 治山、市有林、林道、山林関係等の二次災害の防止に関すること。</p> <p>23 林業関係団体との連絡調整に関すること。</p>
	商 工 班	商工振興課	<p>1 商工業施設関係の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>2 緊急食料及び生活必需品の調達に関すること。</p> <p>3 売り惜しみ等対策に関すること。</p> <p>4 商工業者に対する経営指導及び金融対策に関すること。</p> <p>5 その他応急商工業対策に関すること。</p> <p>6 避難所の開設及び運営に関すること。</p>
	観 光 班	観光・シティプロモーション推進課	<p>1 観光施設関係の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>2 滞留旅客対策に関すること。</p> <p>3 観光協会等との連絡調整に関すること。</p> <p>4 避難所の開設及び運営に関すること。</p>
土木建設対策部	土木庶務班	監 理 課 道路河川課	<p>1 水防に関すること。</p> <p>2 部内の庶務並びに連絡調整に関すること。</p> <p>3 建設業者並びに関係機関への協力要請に関すること。</p> <p>4 災害対策用備蓄器具、資材の整備・確保に関すること。</p>
部長：建設 部長	土 木 班	監 理 課 道路河川課	<p>1 防災パトロール及び危険箇所の観測に関すること。</p> <p>2 道路、河川、橋梁の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>3 道路、河川、橋梁の二次災害の防止に関すること。</p> <p>4 国土交通大臣所管の海岸及び港湾の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>5 国土交通大臣所管の海岸及び港湾の二次災害の防止に関すること。</p> <p>6 道路啓開に関すること。</p> <p>7 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>8 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の二次災害の防止に関すること。</p> <p>9 緊急輸送道路の確保に関すること。</p> <p>10 障害物の除去に関すること。</p> <p>11 雨量、水位、潮位の情報の整理、現場状況の確認・観測及びこれに伴う状況判断資料等の作成に関すること。</p> <p>12 雪害対策に関すること。</p> <p>13 被災宅地の応急危険度判定に関すること。</p> <p>14 部内他班の応援協力に関すること。</p>
	建築住宅班	建築住宅課	<p>1 公営住宅、その他公共建物の警戒、被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>2 被災者への公営住宅の提供及び必要な措置、賃貸住宅の居室の借上げ等に関すること。</p> <p>3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理に関すること。</p>

			<p>4 応急仮設住宅の供与対象者及び入居予定者の選定に関すること。</p> <p>5 被災住宅の応急危険度判定に関すること。</p> <p>6 部内他班の応援協力に関すること。</p>
都市政策対策部 部長：都市政策部長	都市政策班	都市政策課	<p>1 都市公園等都市計画施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>2 被災宅地の応急危険度判定に関すること。</p> <p>3 災害復興都市計画の策定に関すること。</p> <p>4 部内他班の応援協力に関すること。</p>
	公共交通政策班	公共交通政策課	<p>1 公共交通の施設及び車両等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>2 公共交通の運行調査に関すること。</p> <p>3 公共交通事業者との連絡調整に関すること。</p> <p>4 その他応急公共交通対策に関すること。</p>
	下水道班	下水道課	<p>1 下水道施設の警戒、被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>2 周南浄化センター、周南流域下水道関係市町との連絡調整等に関すること。</p> <p>3 建設業者及び一般廃棄物処理業者等への協力要請に関すること。</p> <p>4 部内他班の応援協力に関すること。</p>
教育対策部 部長：教育長	教育総務班	教育総務課	<p>1 部内の庶務及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 児童生徒、施設利用者等の被災状況、教育施設の被害状況の取りまとめ、市本部への報告に関すること。</p> <p>3 県教育委員会との連絡、報告等に関すること。</p> <p>4 避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>5 仮教室の設置に関すること。</p> <p>6 教育委員会及び小中学校の管理に関すること。</p>
	学校教育班	学校教育課 人権教育課 部活動改革推進室	<p>1 児童生徒の安全確保、避難対策に関すること。</p> <p>2 避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>3 応急教育に関すること。</p> <p>4 被災児童生徒への教科書、学用品等の給与に関すること。</p> <p>5 被災児童生徒への医療、防疫及び給食等に関すること。</p>
	社会教育班	文化・社会教育課	<p>1 施設利用者の安全確保対策に関すること。</p> <p>2 社会教育施設等の被害調査、応急復旧対策に関すること。</p> <p>3 避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>4 文化財の被害状況の調査、応急復旧対策に関すること。</p>
	スポーツ推進班	スポーツ推進課	<p>1 施設利用者の安全確保対策に関すること。</p> <p>2 施設利用者等の被災状況、社会体育施設の被害状況の調査、応急復旧対策、市本部への報告に関すること。</p> <p>3 避難所の開設及び運営に関すること。</p>
	図書館班	図書館	<p>1 施設利用者の安全確保対策に関すること。</p> <p>2 施設利用者等の被災状況、図書館及び分館の被害状況の調査、応急復旧対策、市本部への報告に関すること。</p>
	学校給食班	学校給食センター	<p>1 施設・設備等の被害調査、応急復旧対策及び衛生管理に関すること。</p>

			2 給食の供給に関すること。
水道対策部 部長：水道局長	水道庶務班	業務課	1 部内の庶務及び連絡調整に関すること。 2 上水道施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧計画に関すること。 3 水道関係の広報に関すること。 4 他水道事業者及び他関係機関への応援協力に関すること。 5 上水道施設の給水応急復旧計画の作成に関すること。 6 総務対策部及び市民対策部との連絡調整に関すること。 7 部内他班の応援協力に関すること。
	工務班	工務課	1 管路、配水施設の被害調査、応急復旧対策に関すること。 2 管路、配水施設の応急復旧計画に関すること。 3 光市管工事協同組合への応援要請に関すること。 4 応急給水計画の実施に関すること。 5 応急給水の実施に関すること。
	浄水班	浄水課	1 取水、導水、浄水、送水施設の被害調査、応急復旧対策に関すること。 2 取水、導水、浄水、送水施設の応急復旧計画に関すること。 3 水質検査に関すること。 4 その他浄水場の運営管理に関すること。
病院局対策部 部長：管理部長	病院局管理班	経営企画課	1 入院患者、入所者、外来患者等の被災状況の取りまとめ、市本部への報告に関すること。 2 病院施設、入所施設の被害調査、応急対策に関すること。 3 医師会、他の医療機関との連絡に関すること。
	診療班	光総合病院 大和総合病院	1 入院患者、入所者、外来患者等の安全確保対策に関すること。 2 応急医療、助産に関すること。 3 医療救護班の編成に関すること。 4 医薬品、衛生材料等の確保に関すること。 5 遺体の処理に関すること。 6 避難所、応急仮設住宅への巡回医療に関すること。 7 入院患者、入所者、外来患者等の心のケアに関すること。
消防水防対策部 部長：消防担当部長	消防水防班	消防団	1 消防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 住民への避難指示等の伝達に関すること。 4 避難誘導に関すること。 5 救出活動に関すること。 6 行方不明者の捜索に関すること。 7 その他本部長が指示する災害応急措置に関すること。
応援協力部 部長：議会事務局長	応援協力班	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員会事務局 農業委員会事務局	1 各事務局の災害応急対策に関すること。 2 他対策部への応援協力に関すること。

第2章 災害情報の収集・伝達計画

活 動 の ポ イ ン ト

第1 津波予報区

本市の津波予報区 ⇒ 山口県瀬戸内海沿岸

第2 近地地震、津波に対する自衛措置

- 1 震度4以上の地震又は弱い地震でも長時間の揺れ
 - (1) 港湾、海岸付近の住民に避難勧告又は命令
 - (2) 港湾、海浜に所在する施設管理者に避難誘導等を要請
- 2 一定時間(1時間以上)、テレビ又はラジオを聴取のうえ、海面監視

第3 災害情報の収集

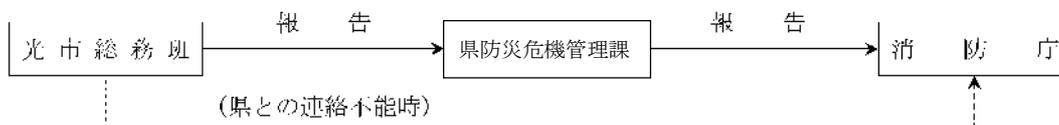
- 1 災害情報収集体制の確立
 - (1) 地区別毎の情報収集・報告責任者の選定
 - (2) 自主防災組織、関係機関等との協力確保体制の確立
 - (3) 調査事項、報告事項の事前配布、調査要領の作成、連絡方法の周知等
- 2 収集すべき災害情報
 - (1) 人命救助に必要な情報を第一に収集
 - (2) 被害規模を把握するための概括情報を積極的に収集

第4 被害調査

- 1 関係機関、諸団体、住民組織等の応援を求めて実施
- 2 県への応援要請
 - (1) 被害状況等の把握、被害調査が不可能な場合
 - (2) 被害調査に専門的技術を要する場合

第5 県等への報告

- 1 被害報告は、災害が発生したら、直ちに判明した範囲の災害の態様を通報



- 2 時間的経過に応じて報告
 - (1) 発生速報 ⇒ 発生の都度、概ね60分～120分以内に把握した状況について報告
 - (2) 被害速報 ⇒ 被害状況の進展に伴い、順次報告
 - (3) 確定速報 ⇒ 応急対策措置完了後7日以内
- 3 直接即報

震度5強以上の地震発生 ⇒ 覚知後30分以内に、県のほか直接消防庁にも報告

第6 通信の確保

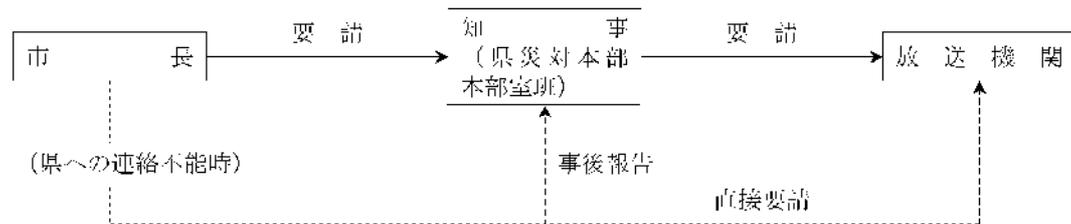
- 1 通信連絡責任者及び事務連絡従事者を事前に選任
- 2 災害時優先電話は発信専用とし、受信に使用しないことを徹底

3 その他の手段

- (1) 他の機関の専用電話の使用依頼
- (2) 携帯電話
- (3) インターネット等
- (4) 非常通信協議会保有施設の使用依頼
- (5) 民間団体の通信施設（アマチュア無線・タクシー用業務無線）の使用依頼

第7 放送要請

- 1 放送要請に関する要望事項の取りまとめ ⇒ 広報対策部
- 2 要請方法 ⇒ 県災対本部本部室班に対し、文書により要請
- 3 要請系統

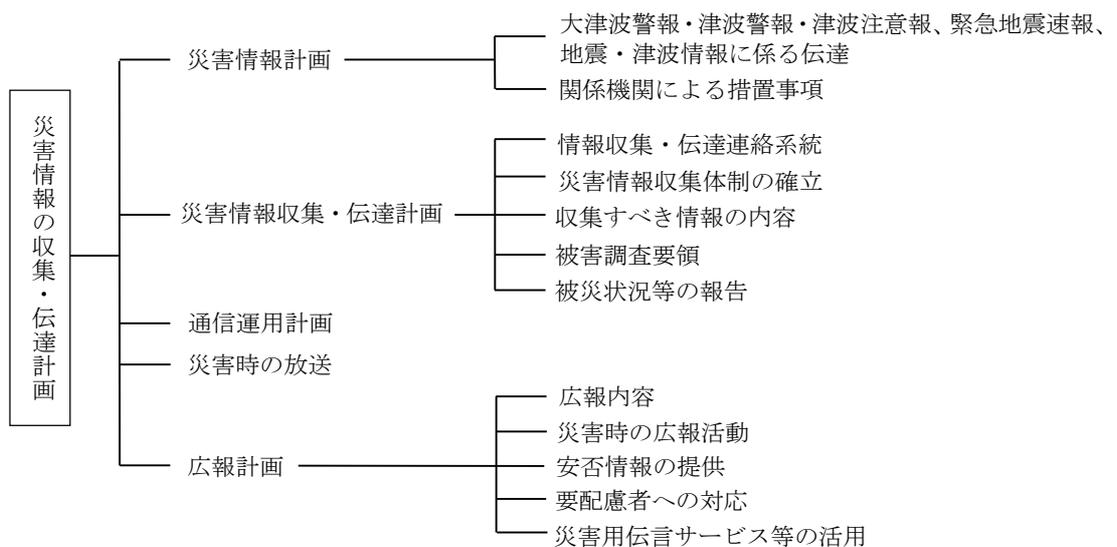


第8 広報活動

- 1 「発災直後」、「応急対策着手後」など状況に応じた適時適切な広報
- 2 被災ニーズの把握
- 3 要配慮者（視聴覚障害者・外国人等）への配慮した広報の実施
 - (1) 下松ケーブルテレビ（Kビジョン）への放送（手話・字幕入り・外国語）依頼
 - (2) 民生委員、自主防災組織等により戸別訪問等

地震発生時において、応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで最も重要である災害情報を速やかに収集し、関係部局等に的確に伝達する。

また、被災地の混乱を防ぎ、民心を安定させるうえで重要な役割を担う広報を関係機関と連携し、適切に実施するものとする。



第1節 災害情報計画

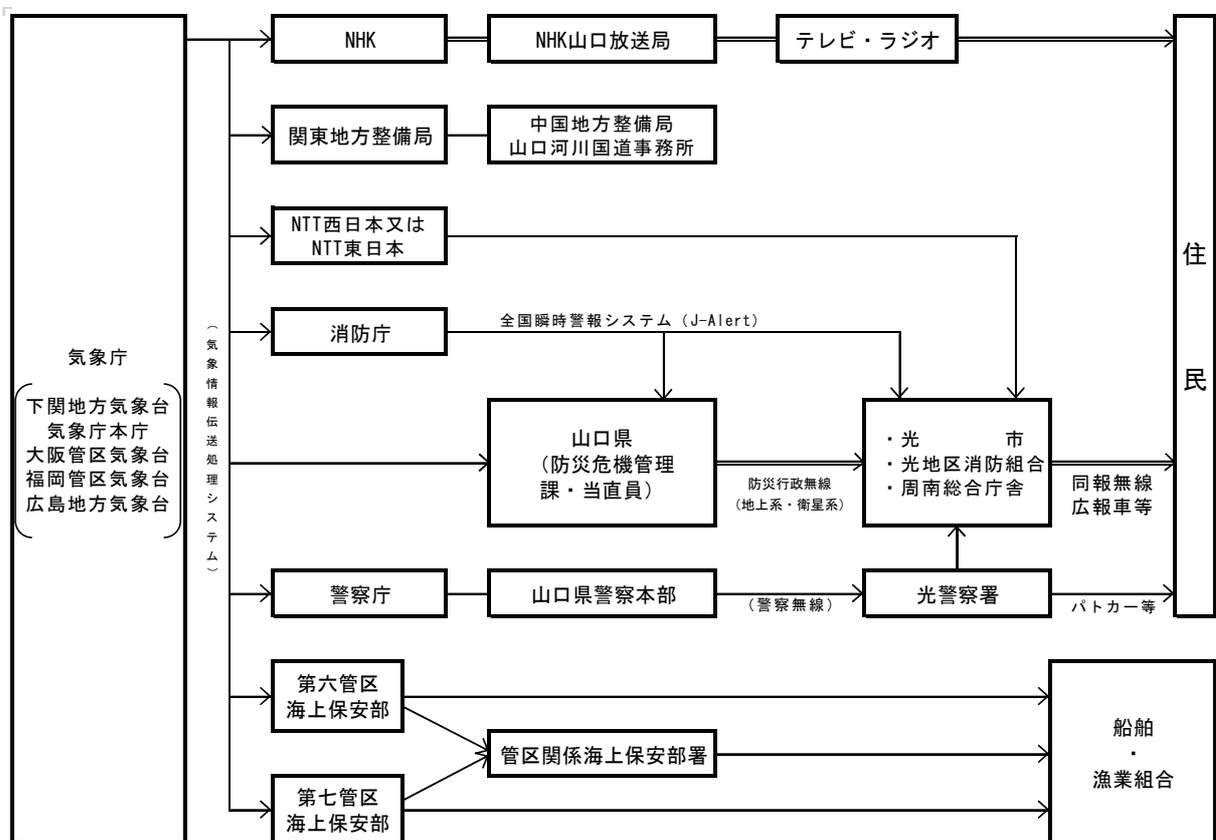
防災危機管理課

地震被害の軽減を図り、また二次災害の発生を未然に防ぐために、市を始めとして防災関係機関が得た情報を住民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、地震情報、津波予報の把握、伝達等について必要な事項を定める。

第1項 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達

市は、各防災関係機関との相互の有機的連携のもとに、地震、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。

気象台からの伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

第2項 関係機関による措置事項

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報等の伝達等に関して関係機関が実施する措置は、次のとおりである。

関係機関	措 置 内 容																						
気 象 台 (緊急地震速報については気象庁)	<p>1 大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分(一部の地震※については最速2分程度)を目標に大津波警報、津波警報・津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。</p> <p>※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震</p> <p>この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p style="text-align: center;">津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1" data-bbox="375 1176 1356 1982"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さ予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報※</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td> </tr> </tbody> </table>				津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	10m (5m<予想高さ≤10m)	5m (3m<予想高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																			
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表																				
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																			
		10m (5m<予想高さ≤10m)																					
		5m (3m<予想高さ≤5m)																					
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。																			

津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m<予想高さ ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。
-----------	--	---------------------------	---------	--

※大津波警報は、特別警報に位置づけられる。

イ 津波警報等の留意事項等

震源が陸地に近くと大津波警報・津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。

津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。

津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。

津波は長い時間くり返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波 情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

津波警報等の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m以下	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は、「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値*)の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

*沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 緊急地震速報

緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民等に情報提供をする。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

下関地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(5) 地震情報の種類とその内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間半程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(6) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料(速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。)	地震発生後3.0分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料(詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。

地震活動図	・ 定期 (毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
-------	-------------	--

(7) 南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状

		態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※48.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※47.0以上の地震※3が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

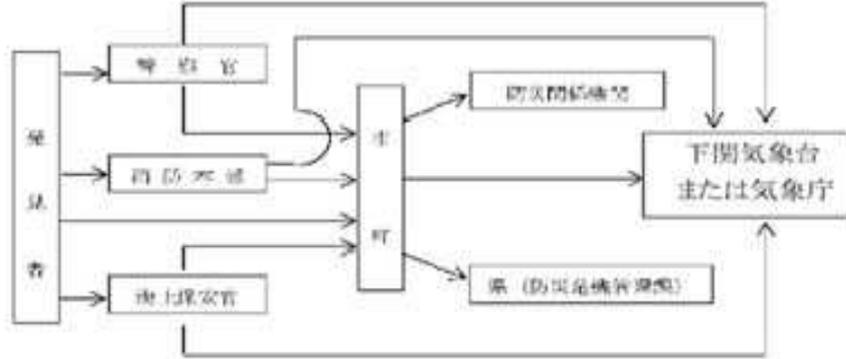
※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。

2 津波予報区の範囲

予報区	沿岸市町
山口県日本海沿岸	下関市、萩市、長門市、阿武町
山口県瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

県	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震、津波等の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線(地上系・衛星系)またはYSNにより市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。</p> <p>2 近地地震、津波等に係る情報の伝達 県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。</p> <p>3 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関</p>
---	--

	<p>係機関等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。</p> <p>通報を受けた部局は、直ちに所属出先関係機関に通報する。</p> <p>4 関係機関等における津波警報、注意報の受信様式</p> <p>市町及び消防本部については、県防災行政無線地上系又は衛星系によりFAX送信されるが、止むを得ない場合は、音声となる。また県出先機関については、地上系によりFAX送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信紙」より受信するものとする。</p>
<p>警察本部</p>	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達</p> <p>警察本部は、気象台、中国四国管区警察局から津波警報・注意報及び重要な地震・津波情報の通報を受けたときは、直ちに警察署を通じて、関係市町、消防本部、県土木（建築）事務所及び港湾管理事務所に通知するとともに、県（防災危機管理課又は防災危機管理連絡員室）に連絡する。</p> <p>2 異常現象の通報</p> <p>警察署長は、異常現象を認知したとき、又は住民からの通報を受けたときは、速やかに関係市町及び下関地方気象台に通報する。</p>
<p>光市</p>	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達</p> <p>(1) 地震、津波の重要な情報について、県、警察署（交番等）、海上保安部、NTTから通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに住民に周知する。</p> <p>この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 住民等への津波警報、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。</p> <p>また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。</p> <p>(3) 漁港、港湾、船だまり、海水浴場、「フィッシングパーク光」、海浜の景勝地等行楽地、沿岸部の工事現場等多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ津波警報等発令時等における避難誘導等への協力体制を確保しておくものとする。</p> <p>2 近地地震、津波に対する自衛措置</p> <p>(1) 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。</p> <p>強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、市長は、直ちに次の措置を講じる。</p> <p>ア 海浜、港湾等にある者、海岸付近の住民等に、直ちに安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。</p> <p>イ 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。</p> <p>(2) 市に対する津波情報の伝達は、放送による方が早い場合があるので、地震感知後少なくとも当該地方の報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市長は、直ちに前記による措置をとるものとする。</p> <p>(3) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある場合、及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなったとき、市長</p>

	<p>は、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」を發表することができる。</p> <p>(4) 地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考にして、(1)に掲げる措置を速やかに実施するものとする。</p> <p>3 異常現象の通報</p> <p>災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに県(防災危機管理課)、防災関係機関、下関地方気象台に通報する。</p>								
	<p>(1) 通報系統図</p>  <p>(2) 通報を要する異常現象</p> <table border="1" data-bbox="406 1052 1372 1377"> <tr> <td>異常潮位</td> <td>天文潮位から著しく高く、又は低く、異常に変動した場合</td> </tr> <tr> <td>異常波浪</td> <td>海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合</td> </tr> <tr> <td>地震動により引き起こされる現象</td> <td>地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等</td> </tr> <tr> <td>その他地震に関するもの</td> <td>群発地震、噴火現象</td> </tr> </table> <p>(3) 通報項目</p> <p>①現象名、②発生場所、③発見日時分、④その他参考となる情報</p> <p>4 一般的な災害原因に関する情報の通報</p> <p>地震等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知する措置を講じるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報するものとする。</p> <p>5 県からの津波警報、注意報の受信取扱い</p> <p>県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系によりFAXで送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。</p>	異常潮位	天文潮位から著しく高く、又は低く、異常に変動した場合	異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合	地震動により引き起こされる現象	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等	その他地震に関するもの	群発地震、噴火現象
異常潮位	天文潮位から著しく高く、又は低く、異常に変動した場合								
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合								
地震動により引き起こされる現象	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等								
その他地震に関するもの	群発地震、噴火現象								
<p>光地区 消防組合</p>	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達</p> <p>地震、津波等の重要な情報等について、県、警察署(駐在所)、市町関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一齐通知し、住民への周知を図る。</p> <p>2 近地地震津波に対する情報の伝達</p> <p>強い地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした</p>								

	<p>揺れを感じたときは、津波の発生を考え、直ちに沿岸住民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。</p> <p>3 異常現象その他の情報の伝達</p> <p>異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市町関係部局、県（防災危機管理課又は防災危機管理連絡員室）及び関係機関に通報するとともに、住民に周知する。</p>
徳山海上保安部	<p>津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報及び避難勧告等の伝達</p> <p>地震、津波の重要な情報等について、管区气象台（福岡、大阪）等から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに船舶及び海上作業関係者等へ周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。</p>
NTT西日本株式会社	<p>1 警報の伝達</p> <p>気象業務法に基づいて、気象庁本庁及び大阪管区气象台から伝達された警報をFAXにより関係市町に連絡する。</p> <p>2 警報の取扱い順位等</p> <p>警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に津波警報は他の警報に優先して取扱う。</p>
報道機関	基本計画編第3編第2章第4節「災害時の放送」に記述
その他の防災関係機関	气象台、県、警察、市、海上保安部等から通報を受けた地震・津波の重要な情報等については、所属機関に対して、直ちに通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第3項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災対法第40条及び第55条、土砂災害防止法第27条）

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第40条及び第55条に基づき、下関地方气象台と県が共同で作成発表する。

県は、市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。

3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予想に基づいて算出した降雨指標が基準に達したときとする。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、山口県土木建築部と下関地方气象台が協

議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

5 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、山口県土木建築部と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速かに設定する。

(1) 対象となる事象

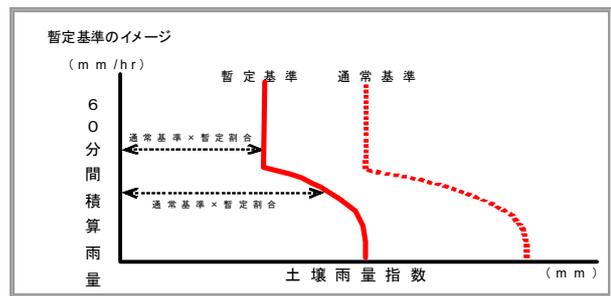
- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象(土石や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等)が発生した場合

(2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、山口県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。

[通常の基準に乗じる割合]

要素	状況	地震	
		震度5強の地域	震度6弱以上の地域
土壌雨量指数		8割	7割



6 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものである。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

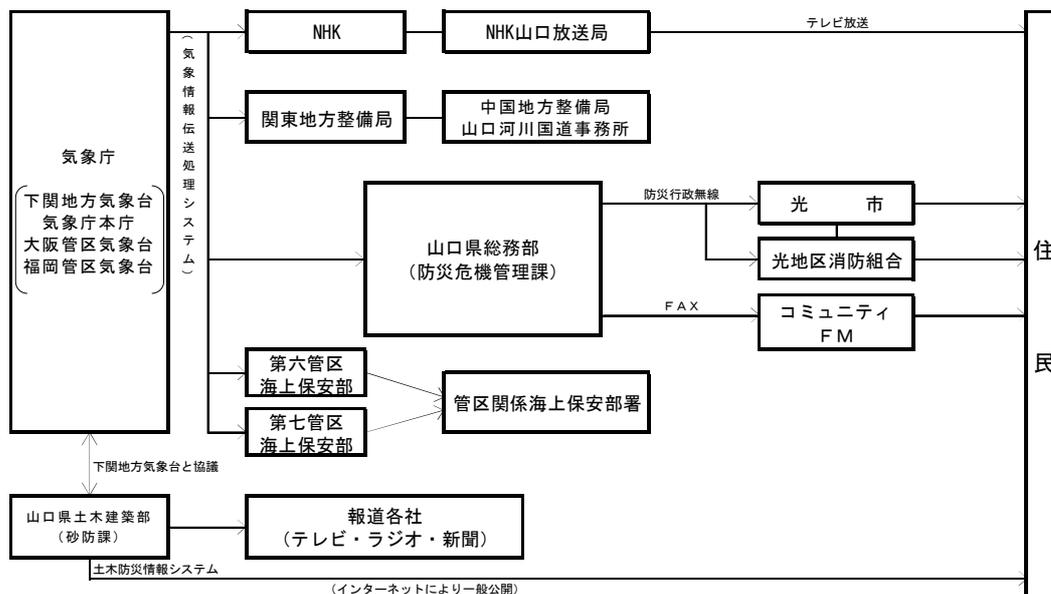
7 土砂災害警戒情報に係る対応

市長は、避難指示等を発令することを基本として総合的に判断を行う。

なお、避難指示等の発令にあたっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対应的確に発令するよう努めるものとする。

8 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第4項 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第28条、第31条）

1 土砂災害緊急情報の目的

地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を市町長に通知するとともに、住民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とする。

2 緊急調査

県知事又は国土交通大臣は、地すべりによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第28条の規定に基づき緊急調査を実施する。

なお、緊急調査の着手にあたっては、急迫性要件とその規模要件の2つの要件から判断する。急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。

規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上であること。

3 通知及び周知

県知事又は国土交通大臣は、地すべりによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第31条の規定に基づき、県は市長に通知するとともに、住民に周知する。

4 通知及び周知対象区域

地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。

5 通知及び周知基準

土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。

- ・緊急調査及び解析によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、

かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報）

- ・継続期における緊急調査によって、地すべりによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認められた場合（継続情報）
- ・緊急調査によって、地すべりによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものでないと認められた場合（終了情報）

6 通知及び周知にあたっての留意点

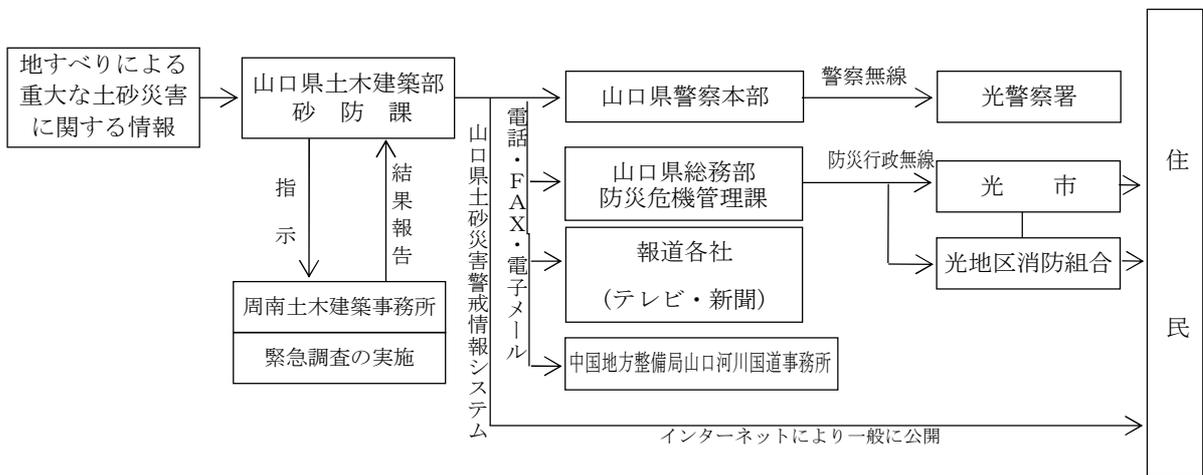
土砂災害緊急情報は、市や住民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。

このため、通知及び周知にあたっては、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。

7 土砂災害緊急情報に係る市の対応

市長は、避難情報等の発令にあたり、土砂災害緊急情報を活用し、判断を行う。

8 土砂災害緊急情報の伝達



第2節 災害情報収集・伝達計画

各課共通

災害発生時において、被害状況の迅速かつ的確な把握は、救助法の適用、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資機材の調達等、あらゆる災害応急対策を実施するうえで基本となる。

このため、市は、災害の発生に際して速やかに市内における所掌業務に関して必要な情報を把握し、県等関係機関に報告するとともに、住民等に速やかに伝達することが求められる。

このため、災害時の情報収集及び伝達に関して、必要な事項を定める。

第1項 情報収集・伝達連絡系統

災害情報の収集・伝達の系統は、基本計画編第3編第2章第2節第1項「1 情報収集・伝達連絡系統」に定めるところによる。

第2項 災害情報収集体制の確立

大規模地震発生時、本市が震源地又は震源地に近い場合には、通信・交通網の途絶、庁舎被害等により、初期の災害応急活動に必要な情報収集に支障をきたすおそれがある。

このため、大規模地震発生時における災害情報収集体制に関して、次のとおり定めるものとする。

1 防災パトロールの実施

地区別毎に情報収集及び報告責任者を定め、光地区消防組合の協力を得て防災パトロールを実施する。

2 市内郵便局からの情報収集

あらかじめ市内郵便局と締結している覚書に基づき、被害状況等の把握に努める。

資料編 [応援協定等] ◦災害時における光市内郵便局、光市間の相互協力に関する覚書
(光市内郵便局)

3 市職員のみでは十分な情報を収集することは困難なことから、自主防災組織、関係機関等との協力確保体制を確立する。

4 調査事項、報告様式の事前配布及び調査要領の作成、連絡方法等の周知徹底を図る。

第3項 収集すべき情報の内容

1 収集すべき災害情報は、人命救助に必要な情報を第一とし、負傷者の救出救助、消火活動を実施するうえで必要な情報（建物倒壊、出火、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況等）を収集する。

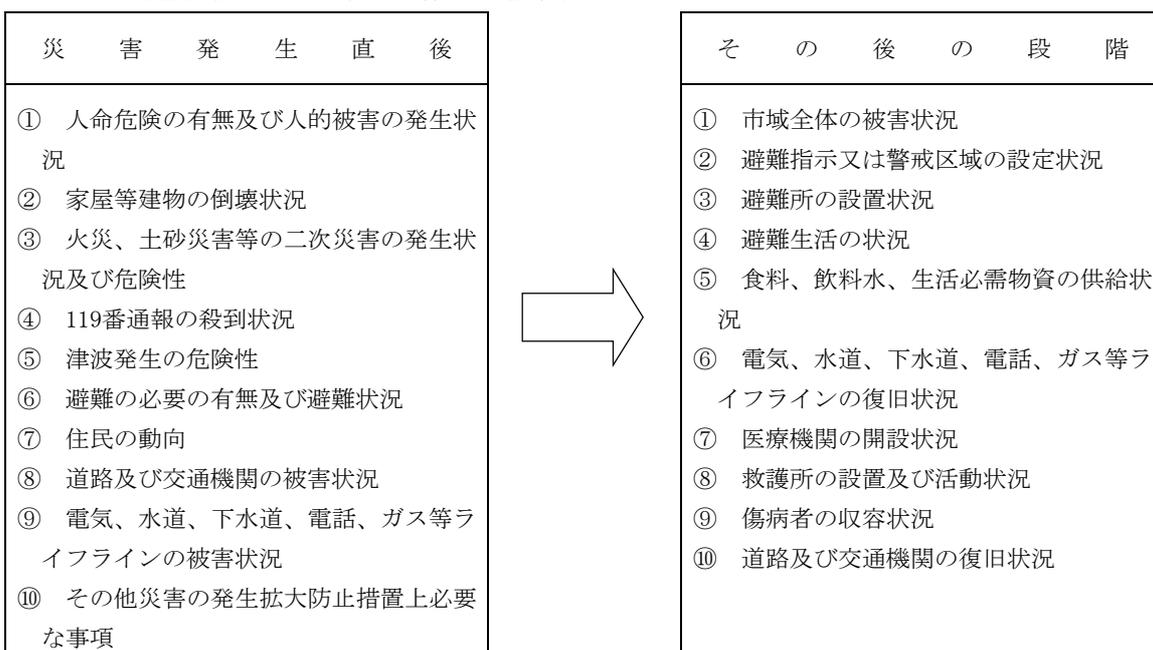
また、被害規模を早期に把握するための概括情報（緊急通報殺到状況等）を積極的に収集するものとする。

以後、順次被災者の救援活動に必要な情報を計画的に収集する。

2 法令等で報告を義務付けられた事項に係る情報収集については、適時適切な情報収集を行うものとする。

3 具体的な収集内容例

(1) 地震発生直後からその後の段階の災害情報



(2) 応急対策別必要情報

応急対策	被害情報	措置情報
消 防 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○火災の発生状況 ○延焼状況 ○水道施設の被害状況 ○危険物の漏洩、流出等の状況 ○道路の被害状況 ○建物の倒壊状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○消火活動状況 ○水道施設被害の措置状況 ○道路の応急復旧（啓開）状況 ○交通規制の状況 ○道路の渋滞状況 ○住民の避難状況
危 険 物 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物の漏洩、流出等の状況 ○危険物に係る火災発生・爆発等の危険 ○所在地付近の火災の発生状況 ○延焼状況 ○道路の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物流出等に対する措置状況 ○消火活動状況 ○道路の応急復旧（啓開）状況 ○交通規制の状況 ○道路の渋滞状況 ○付近住民・従業員への措置状況
救 助 ・ 救 急 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○救助・救急事案（生理め・負傷者等）の発生状況 ○病院等医療施設の被害状況 ○道路の被害状況 ○建物の倒壊状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○救助・救急活動への対応状況 ○応急救護所の開設状況 ○病院等医療施設の患者収容の可否 ○道路の応急復旧（啓開）状況 ○交通規制の状況 ○道路の渋滞状況
医 療 ・ 救 護 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○病院等医療施設の被害状況 ○救助・救急事案（生理め・負傷者等）の発生状況 ○危険物の漏洩、流出等の状況 ○電気、水道施設の被害状況 ○道路の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○病院等医療施設の患者収容の可否 ○応急救護所の開設状況 ○電気、水道施設被害の応急復旧状況 ○道路の応急復旧（啓開）状況 ○交通規制の状況 ○道路の渋滞状況
道 路 等 交 通 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の被害状況 ○火災発生等の状況 ○延焼状況 ○津波情報 ○住民の避難情報 ○気象情報（余震・降雨） ○鉄道施設の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の応急復旧（啓開）状況 ○交通規制の状況 ○道路の渋滞状況 ○消火活動等の状況 ○危険物の漏洩、流出等に対する措置状況 ○住民等への避難指示（緊急）等の状況 ○鉄道施設の応急復旧措置状況
避 難 対 策	<ul style="list-style-type: none"> ○津波情報 ○山（崖）崩れの発生、ため池等決壊の発生状況及び危険状況 ○避難施設の被害状況 ○住家の倒壊状況 ○火災の発生状況 ○延焼状況 ○危険物の漏洩、流出等の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等への避難指示（緊急）等の状況 ○消火活動の状況 ○危険物の漏洩、流出等に対する措置状況 ○救護所の開設状況 ○避難所の開設状況 ○道路の応急復旧（啓開）状況

	○道路（避難路）の被害状況 ○気象情報（余震・降雨）	○交通規制の状況 ○道路の渋滞状況
ライフライン施設対策	○電気、ガス、上下水道、電話施設の被害状況 ○道路、鉄道の被害状況 ○港湾施設の被害状況	○電気、ガス、上下水道、電話施設の応急復旧措置状況 ○道路、鉄道の応急復旧措置状況 ○交通規制の状況 ○道路の渋滞状況
津波対策	○津波情報 ○住民等の避難状況 ○浸水防除施設の被害状況 ○避難路の被害状況 ○避難所施設の被害状況	○高台、中高層ビルの確保状況 ○海面監視等への対応状況 ○住民等への避難指示（緊急）等の状況 ○浸水防除応急処置状況 ○交通規制の状況 ○道路の渋滞状況

(3) 情報収集先

情報の種類	情報収集先
① 地震及び津波に関する情報	気象台、県本部、放送局
② 火災の発生状況	消防機関、警察、海上保安部
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	消防機関、警察、医療機関

第4項 被害調査要領

市は、災害現地調査を次の要領により行うものとする。

- 1 大規模地震による発災初期には、全部局を挙げて、人命救助に必要な情報の収集体制をとる。
- 2 関係機関、諸団体、住民組織等の応援を求めて実施する。特に、発災初期の状況は、自主防災組織等を通じて、直ちに市に通報がなされるように総務班において自主防災組織との連絡担当者を定めておくものとする。
- 3 被害調査に当たっては、「被害程度の認定基準」に基づき、判定する。
- 4 被害が甚大で、市による被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- 5 状況の把握、被害調査については、警察、県機関及び他の関係機関と密接な連絡をとるものとする。

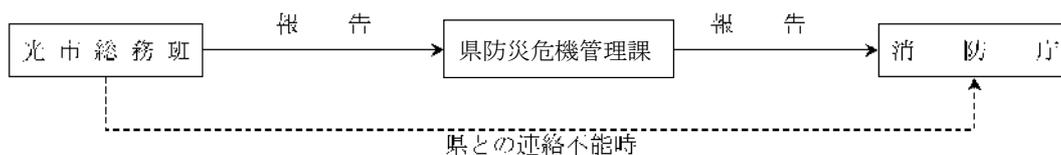
資料編 [様式等] 〇被害程度の認定基準

第5項 被災状況等の報告

市域内に地震、津波が発生したときは、県（防災危機管理課）に災害発生及びその経過に応じて逐次報告するとともに、関係機関に対しても通報するものとする。

なお、県に報告ができない場合、消防庁に直接報告するものとする。（災対法第53条）

被害報告系統図



1 報告の要領

(1) 報告は、災害発生後の時間的経過に応じ、次により行う。

第1段階	発生速報 (被害の概況)	・発生の都度 ・概ね60分～120分以内に把握した状況について報告する。
第2段階	被害速報	・被害状況調査の進展に伴い、順次報告する。
第3段階	確定報告	・当該災害に係る応急措置完了後7日以内

(2) 報告は、最終報告を除き、原則として県防災行政無線(地上系・衛星系)によるものとする。

なお、これによりがたいときは、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行うものとする。

資料編 [様式等] ○被害状況報告様式

2 直接即報

第1報を、県に加え、消防庁にも報告する。この場合、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として覚知後30分以内)分かる範囲でその第1報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告をする。また、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告を引き続き消防庁に対して行う。

消防庁報告先

回線別		平日(9:30~18:30) [応急対策室]	左記以外 [宿直室]
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
防災無線(衛星系)	電話	405-048-500-7860	405-048-500-7782
	FAX	405-048-500-7537	405-048-500-7789

資料編 [様式等] ○火災・災害等即報要領直接即報様式

3 各種被害報告

(1) 災害発生報告以外の各種被害報告は、関係法令及びそれぞれの機関が求める報告の取扱いによるものとする。

(2) 救助法に基づく報告

救助法に基づく報告については、基本計画編第3編第8章「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

(3) 119番通報が殺到した場合には、県及び消防庁に報告する。

第3節 通信運用計画

基本計画編第3編第2章第3節「通信運用計画」を準用する。

第4節 災害時の放送

基本計画編第3編第2章第4節「災害時の放送」を準用する。

第5節 広報計画

企画調整課 生活安全課

震災時における住民の適切な行動と民心の安定、秩序の維持を図るため、市は、災害及び応急対策の状況等について、適時的確な情報の提供を行う。

広報活動を行うに当たっては、各防災機関と連絡を密にして、適時適切な情報の提供に努めるものとする。

また、災害広報を円滑、迅速に実施し、情報の輻輳、混乱を防止するため、あらかじめ広報責任者を定めるなどの措置を講じておくものとする。

なお、この計画中に定めのない事項は、基本計画編第3編第2章第5節「広報計画」の定めるところによるものとする。

第1項 広報内容

広報内容は、概ね次の内容が考えられる。市（広報情報班）は、地震被害の状況に応じた適時適切な広報を実施するものとする。

また、広報活動を行うに当たっては、要配慮者に配慮するよう努めるものとする。

発 災 直 後		応 急 対 策 着 手 後 (順 次 実 施)
① 津波・余震に関する情報 ② 災害発生状況 ③ 避難指示等 ④ 地域住民がとるべき措置 ⑤ 避難所・医療救護所設置情報 ⑥ 避難路情報 ⑦ 交通規制状況(陸上・海上) ⑧ 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項 ⑨ その他必要事項		① 道路情報 ② 公共交通機関の状況 ③ 給食・給水実施状況 ④ 医療・救護実施状況 ⑤ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの状況 ⑥ 生活必需品等供給状況 ⑦ 応急対策実施の状況 ⑧ 安否情報 ⑨ 河川・港湾・橋梁等土木施設状況 ⑩ 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項 ⑪ その他必要事項(災害応急対策の経過に伴い発生する必要事項等)

第2項 災害時の広報活動

1 広報対策部広報情報班等の体制

広報情報班は、単独で又は他班の応援を受けて、次のような係を設け、必要な災害広報を実施する。

また、環境市民対策部生活安全班は、被災者の陳情、相談等の広聴を実施する。

担当係名	対 応 す る 事 項
まちひとネットワーク係	(1) 写真、映像、記事等記録の整備に関する事。 (災害広報に必要な写真等を被災地、各対策部、報道機関等から収集のうえ、報道機関への提供、庁内外、県等の展示依頼に備えるものとする。) (2) 広報印刷物の編集、発行に関する事。 (3) ラジオ・テレビ・新聞・掲示板等の活用に関する事。 (4) 報道機関への情報資料の発表に関する事。 (5) 記者会見に関する事。 (6) 報道機関への取材協力その他報道関係の諸連絡に関する事。
市民相談係	(1) 災害関係の陳情、相談に関する事。 (2) 文書による災害関係の陳情、相談の受理、処理に関する事。

2 災害広報の実施方法等

災害広報の実施概要は次のとおりであるが、適時適切な判断のもと多様な広報手段を活用して実施する。

広報対象	広報事項	実施主体	広報手段	備考
住民に対する広報	(1) 地震・津波情報及び各地の被害状況 (2) 市の応急対策状況 (3) 余震、二次災害危険の注意事項 (4) 火気・ガス使用時の注意事項 (5) 自動車使用の自粛協力依頼 (6) 電話使用の自粛協力依頼 (7) ライフライン被害と復旧の見込み (8) 家庭において実施すべき応急対策 (9) 避難場所、避難所の開設状況 (10) デマによる混乱防止の協力依頼 (11) 避難時の留意事項(火元・ブレーカーの遮断等) (12) その他必要と認められる情報	広報対策部	(1) 広報車巡回 (2) 防災行政無線の活用 (3) 防災広報ダイヤルの活用 (4) 市ホームページへの掲載 (5) 広報紙(誌)への掲載 (6) チラシ、掲示による周知 (7) 組織を利用したの口伝 (8) 報道機関へ依頼(県を通して) (9) アマチュア無線局への依頼 (10) 市メール配信サービスの活用 (11) 防災情報電話通知サービス (12) 市SNSの活用 (13) Lアラート、県SNSの活用(県総合防災情報システムを通して)	(1) 必要に応じ民間広報車の借上を行う (2) 自治会・自主防災組織等を活用する。

第3項 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4項 要配慮者への対応

Kビジョンに障害者や外国人用の放送(手話放送・字幕入り放送・外国語放送)を行うよう依頼するものとする。

また、在宅の要配慮者に対して、民生委員、自主防災組織等の協力を得て、戸別訪問や外国語の併記した臨時広報紙・チラシ等の戸別配布によって必要な情報の提供等を行う。

第5項 災害用伝言サービス等の活用

災害発生時には、NTT西日本株式会社やNTTドコモ株式会社が電話がかかりにくい場合でも、

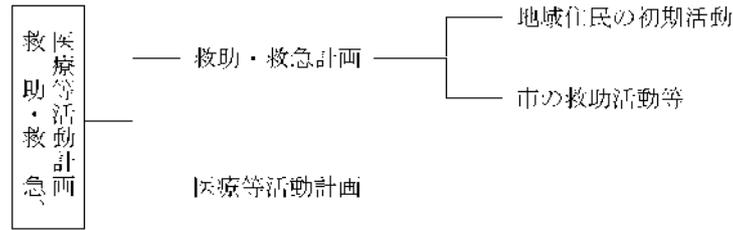
被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言板 (web171)」、「災害用伝言ダイヤル (171)」を開設し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて周知される。

第3章 救助・救急、医療等活動計画

活 動 の ポ イ ン ト	
第1 救助・救急	
1	実施者 ⇒ 消防機関
2	地域住民による初期救助・救急活動
3	救助活動要員、資機材等が不足する場合 ⇒ ①応援協定に基づく市内関係業者へ要請 ②近隣市町、県に応援要請
第2 傷病者の搬送	
1	傷病者搬送の判定者 ⇒ 医療救護班の班長
2	収容先医療機関の受入体制の確認
3	搬送用車両の手配 ⇒ (必要に応じて) ⇒ ヘリコプターの要請
第3 医療等活動	
1	被災地域の要救護状況の把握
2	必要な救護所数、医療救護班を算出
3	市だけでは対応不能の場合 ⇒ ①周南健康福祉センター(環境保健所)に応援要請 ②隣接市町等に応援要請〔緊急時〕
	【要請時の明示事項】 ⇒ ①医療救護班の派遣場所・期間、②必要とする医療救護内容、 ③応援必要班数、④現地への進入経路、交通状況 等
4	後方医療体制の確保 ⇒ ①後方医療機関の確認、②輸送手段の確保
第4 健康管理活動	
1	保健師等により被災者ニーズ等の把握
2	市だけでは対応不能の場合 ⇒ ①周南健康福祉センター(環境保健所)に応援要請 ②隣接市町等に応援要請〔緊急時〕
第5 医薬品・医療資器材の補給	
1	市内医療機関の手持ち品を繰替使用
2	山口県薬剤師会光支部へ応援要請
3	不足する場合 ⇒ 周南健康福祉センター(環境保健所)に要請

地震発生時には、建物・工作物の倒壊、火災の発生、交通施設の損壊、土砂崩壊等の災害が広域にわたり同時多発することが考えられ、これらの災害による負傷者等の発生も多数にのぼることが予想される。

このため、震災時における救助・救急の初動体制の確立、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携による医療救護活動を実施する。



第1節 救助・救急計画

福祉総務課 病院局
消防組合 健康増進課

地震災害により負傷した者、また倒壊家屋、工作物等に閉じこめられた者の生命の安全を迅速、的確に確保するため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助活動を実施する。

なお、この計画中に定めのない事項は、基本計画編第3編第4章第1節「救助・救急計画」に定めるところによる。

第1項 地域住民の初期活動

1 救助活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

2 救急活動

救助した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等を行い、必要により医療機関への搬送など、負傷者等の救急活動に努める。

3 避難行動要支援者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、安否確認を行うとともに必要な介助等を行うなど、避難行動要支援者の安全確保を図る。

第2項 市の救助活動等

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは迅速な救助活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握し、次の措置を行う。

1 応援協定に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合は、応援協定を締結している市内関係業者から必要な人員又は資機材を緊急要請し、迅速な救助活動を行う。

資料編 [応援協定等] ◦災害時等における協力態勢に関する協定書（大和町建設業協同組合）
◦災害時等における協力態勢に関する協定（光市管工事協同組合）

2 自衛隊の災害派遣要請の要求

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

第2節 医療等活動計画

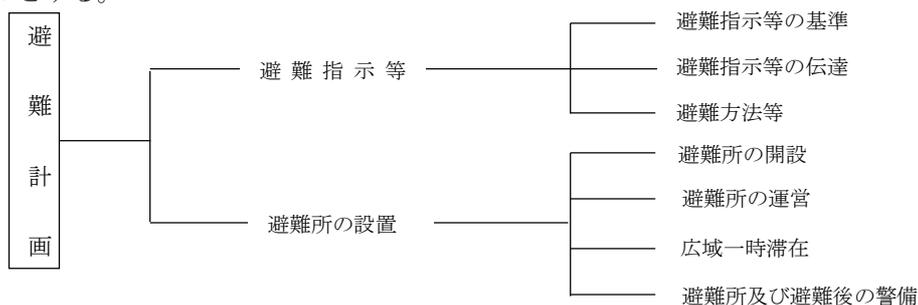
基本計画編第3編第4章第2節「医療等活動計画」を準用する。

第4章 避難計画

活 動 の ポ イ ン ト	
第1 避難情報の伝達	
1	高齢者・障害者等へ配慮
2	防災関係機関の支援協力による周知徹底
3	伝達員による伝達 ⇒ あらかじめ地区分担を決定
第2 避難方法等	
1	避難の時期 ⇒ 住民の自主判断
2	避難方法
	①緊急避難場所 ⇒ ②避難所
第3 避難所の開設	
1	避難状況の把握
2	施設の安全確認
第4 避難所の運営	
1	管理責任者の任命、連絡員の配置
2	要配慮者の保護
	(1) 福祉避難所への協力要請
	(2) 要配慮者用スペースの確保
3	学校機能の早期回復
4	仮設トイレの設置
5	プライバシーの確保 ⇒ 仕切り板の設置
6	避難者による自治組織発足への支援
7	相談所の設置等
第6 広域一時滞在	
1	避難所へ収容できない場合 ⇒ 県に要請
2	避難管理者を選定し、移送先市町へ派遣

地震発生時においては、建物倒壊、延焼火災、がけ崩れ、津波等の発生による住民の避難が予想される。災害の拡大を防止するには、的確な避難対策が必要となることから、その対策について定める。

なお、この計画中に定めのない事項は、基本計画編第3編第5章「避難計画」の定めるところによるものとする。



第1節 避難指示等

防災危機管理課	企画調整課
消防組合	光警察署

第1項 避難指示等の基準

市長は、あらかじめ市内の地理的・社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、避難の指示等の基準を定めておくものとする。

一般的な例示としては、次の事態をあげることができる。なお、避難情報に関するガイドライン（内閣府）も参考に発令基準を設定するものとする。

避難指示等の一般的な基準
① 余震、地震後の降雨等により、山崩れ、斜面崩壊、地すべり、土石流等土砂災害の発生が予想され、避難を要すると判断されるとき。
② 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
③ 建物、擁壁等の倒壊、又は余震により、人的被害が発生するおそれがあるとき。
④ 堤防等の決壊、降雨により、河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、洪水による人的被害が発生するおそれがあるとき。
⑤ 津波警報、大津波警報等が発せられ、人的被害が生ずるおそれがあるとき。
⑥ 近海地震で、緊急に避難を必要とするとき。
⑦ 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生ずるおそれがあるとき。
⑧ 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きいとき。
⑨ 危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生ずるおそれがあるとき。
⑩ 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想されるとき。

避難の指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある。

情報は、消防、警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

第2項 避難指示等の伝達

1 伝達方法

市長は、避難指示等の発令を行ったときは、速やかにその内容を広報車、市ホームページ、防災行政無線、メール配信等あらゆる広報手段を通じ、又は直接住民に対し、周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

2 防災関係への支援要請

避難の伝達に当たっては、市のみでの対応では迅速・確実性に欠けるおそれがあるため、防災関係機関、特に警察、消防、放送局等の協力支援を得るものとする。

3 伝達員による伝達

被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。

4 避難指示等の解除

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第3項 避難方法等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の避難指示等を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法等をよく熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 市の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震発生時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難指示等の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が確保できるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、指示の周知徹底や、避難誘導に努める。

3 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、まずは近くの空き地や小公園に避難する。その後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できるスペースを有する学校のグラウンド等に避難し、正確な災害情報等の収集や不在者の確認等を行う。必要により、安全確認が得られた避難所に避難する。

なお、状況によっては、直接避難所に避難する。

第2節 避難所の設置運営

各課共通

避難所は、災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するために設置するもので、開設実施機関は市長であり、救助法適用時においては、市長が、知事の委任を受けて行うものとする。

避難所の開設は、他機関、協力団体等（消防団、女性団体、自主防災組織、ボランティア団体等）の協力を得て実施する。

第1項 避難所の開設

1 避難状況等の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難施設に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

2 開設予定避難施設の安全性の確認

避難所開設に先立ち、開設予定避難施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

開設予定避難施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、市本部への報告のほか次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 安全が確認された他避難所の案内図の貼付

(2) 応急危険度判定士によるチェック

(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかかねる場合は、施設管理者は、市本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

市本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させる。

3 職員の派遣

市は、安全が確認された避難所から順次、避難所管理職員を派遣させ、避難所の開設に必要な業務にあたらせる。

第2項 避難所の運営

1 開設直後の措置

(1) 避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。

この場合、避難者の自活能力を高める観点等から避難者の中から協力者を選任する。

また、可能な限り早期に地域住民による主体的な運営が行われるよう努めるものとする。

(2) 管理責任者は、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、遺児等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用されるものであるため、正確かつ迅速な対応を行う。

2 要配慮者の保護

(1) 福祉避難所への協力要請

障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者に対しては、必要により介護体制の整った福祉避難所等へ入所を依頼して保護するものとする。

なお、福祉避難所への避難については、各避難所より災害対策本部に要請を行うものとする。要請を受けた災害対策本部は、福祉対策部に調査等を指示するものとする。

資料編 [救護施設等] ○福祉避難所一覧

(2) 要配慮者用スペースの確保

状況によっては、避難施設の一区画を要配慮者用のスペースとして確保し、ホームヘルパー等を派遣して必要な介護等を実施する。

3 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校の場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との住み分けを行い、あるいは応急仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

4 仮設トイレの設置等

避難所のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

5 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮し、仕切り板の設置を始めとして避難者への配慮を行う。

6 避難者による自治組織発足への支援

避難所運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合、市は、避難者主体の自治組織の発足を促し、避難所における情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者主体により組織された自治組織によって自主的な管理運営がなされるよう、必要な支援を行う。

7 相談所の設置等

避難者の苦情、生活不安等に対処するため、避難所に相談所を設置等の措置をとるものとする。

第3項 広域一時滞在

1 市長は、市内の避難所に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。

2 広域一時滞在のための要請をした場合、市長は、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。

3 県から被災者の受入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、受入体制を整備する。

4 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市町が行い、被災者を受け入れた場合は、避難所の運営に協力するものとする。

第4項 避難所及び避難後の警備

避難所及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。

第5章 応援要請計画

基本計画編第3編第6章「応援要請計画」を準用する。

第6章 緊急輸送計画

基本計画編第3編第7章「緊急輸送計画」を準用する。

第7章 災害救助法の適用計画

基本計画編第3編第8章「災害救助法の適用計画」を準用する。

第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

基本計画編第3編第9章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」を準用する。

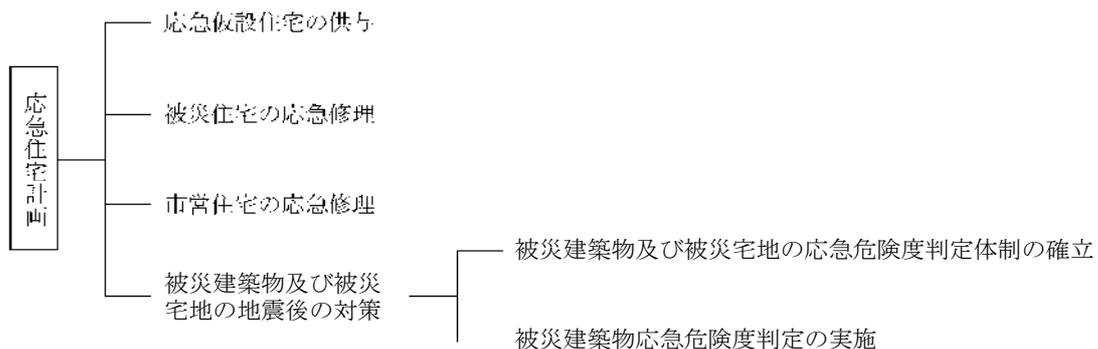
第9章 保健衛生・動物愛護管理計画

基本計画編第3編第10章「保健衛生・動物愛護管理計画」を準用する。

第10章 応急住宅計画

活 動 の ポ イ ン ト	
第1 応急仮設住宅の建設	
1 実施者	知事 ⇒ (建設が困難な場合) ⇒ 委任された市長
2 必要戸数の把握	
3 建設場所の選定 ⇒ 公有地等を優先	
【留意点】	⇒ ①二次災害に十分配慮 ②要配慮者に配慮した仕様
第2 応急仮設住宅の供与	
1 入居予定者の選考 ⇒ 要配慮者世帯に配慮	
2 入居者の決定者	知事 ⇒ (委任された場合) ⇒ 市長
3 設備の整った次の施設を確保 ⇒ ①公営住宅、②民間住宅、③公的宿泊施設	
第3 被災住宅の応急修理	
1 被災者の資力、生活条件を調査	
2 市が建設業者に請負わせるか、市直営工事により実施	
第4 建設資機材等の調達	
1 調達担当 ⇒ 土木建設対策部建築住宅班	
2 調達先 ⇒ 大和町建設業協同組合等	
第5 市営住宅の応急修理	
1 被害状況の緊急調査	
2 救助法適用のないことに留意	
第6 応急危険度判定の確立	
1 余震等の二次災害の防止 ⇒ 被災建物の安全性の確認	
2 必要により県を通じて判定士の派遣要請	

基本計画編第3編第11章「応急住宅計画」に定めるところによるものとするが、特に大規模地震等が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定めるものとする。



第1節 応急仮設住宅の供与

基本計画編第3編第11章第1節「応急仮設住宅の供与」を準用する。

第2節 被災住宅の応急修理

基本計画編第3編第11章第2節「被災住宅の応急修理」を準用する。

第3節 市営住宅の応急修理

建築住宅課

被災した市営住宅については、市において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。
なお、市営住宅の応急修理については、救助法の適用はないものであることに留意する。

第4節 被災建築物及び被災宅地の地震後の対策

建築住宅課
都市政策課

地震発生後、公共建築物及び一般住宅等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図るうえで、また被災者を建物倒壊等の二次災害から守るうえで重要なことから、残存する被災建築物及び被災宅地について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

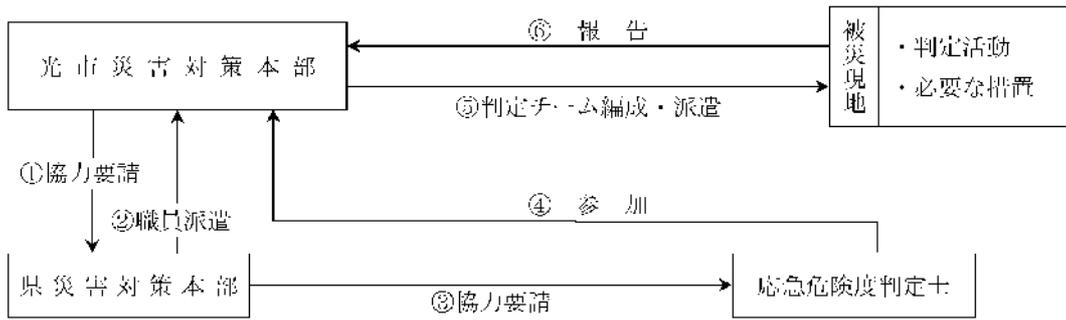
第1項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定体制の確立

地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等からの二次災害を防止するため、また、被害を受けた宅地等の余震等による二次災害を防止するため、市は被災建物及び被災宅地の安全性を早急に確認することが必要となる。このため、市は、県の支援を得て応急危険度判定体制の確立を図るものとする。

第2項 被災建築物応急危険度判定の実施

- 1 市は、判定実施マニュアルに基づき、被災建築物応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて県を通じて判定士の参加を要請する。
- 2 県は、市本部の要請により、職員を派遣するとともに、ボランティア（判定士）に参加協力を求める。

被災建築物応急危険度判定活動体系図



第3項 被災宅地危険度判定の実施

- 1 市は、判定実施マニュアルに基づき、被災宅地応急危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の支援を要請する。
- 2 県は、市本部の支援の要請を受けたときは、必要に応じて他の市町に対し、判定士の派遣等を要請する。

第11章 水防・消防、危険物等対策計画

地震が発生した場合の被害は、建物、構造物の倒壊によるもののほか、河川・護岸等の損壊又は津波による浸水、火災の発生が予想される。

また、危険物施設等における災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保について必要な対策を講じる必要がある。

このため、これらによる被害を最小限に食い止めるため、震災時における水防、消防及び危険物等にかかる応急対策活動について定める。



第1節 水防活動計画

監 理 課	道路河川課
消 防 団	農林水産課

地震が発生した場合、ため池、河川・海岸等の堤防、護岸の決壊又は降雨等による洪水及び津波等による浸水の被害の発生が考えられる。

このため、地震発生時にこれらの被害を最小限に防ぐために、水防管理者（市長）がとる応急対策について、必要な事項を定める。

なお、この計画に定めのない事項は、基本計画編第3編第12章「水防計画」に定めるところによるものとする。

第1項 水防活動体制の確立

1 水防活動体制

地震発生後において、水防対策が必要な事態が発生した場合又は气象台から大雨に関する予警報が発表された場合は、道路河川課に水防準備班を設置し、諸情報の総合的把握、事態への処理等を行う。

2 水防組織

基本計画編第3編第12章「水防計画」に定めるところにより、水防本部を設置し、必要な水防活動を実施する。

なお、市に災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統括され、応急対策に従事するものとする。

第2項 水防活動

震災時における水防対策については、光市水防計画に準拠して必要な措置及び応急対策を講じる。

1 実施機関

(1) 市の措置

ア 水防管理者(市長)は、地震(震度4以上)が発生した場合は、必要な体制の確立を図り、情報収集、警戒、点検及び防ぎょ体制を強化する。

イ 水防活動に当たっては、堤防等の施設の管理者、警察、海上保安部、消防、県等の防災関係機関と連携を密にし、住民を二次災害から守ることを重点に、必要な措置(避難指示等の発令、避難誘導等)及び応急水防対策を講じる。

(2) 施設管理者の措置

ため池、堤防、水門、樋門、防潮扉等の管理者は、地震(震度4以上)が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

2 応急対策活動

(1) 監視、警戒活動

ア 地震(震度4以上)の発生した場合

直ちに河川、海岸、ため池、水門、樋門、防潮扉等を巡視し、被害箇所、危険箇所その他重要箇所の監視警戒に当たる。

資料編 [水 防] ◦市内水防警戒区域一覧

◦市内重要水防箇所及び予定避難場所一覧

◦市内防災重点ため池一覧

◦市内危険ため池一覧

また、水門、樋門、防潮扉等施設の管理者は、地震を感知又は津波警報が発令された場合は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位、潮位の変動を監視し、必要に応じて適正な開閉を行う。

イ 大規模地震が発生した場合

(ア) 水門、樋門等への対応

沈下・変形等により、開閉操作が不可能となる場合が考えられる。このため、各施設の管理者は、建設業者等への緊急連絡体制を整え、速やかな対応ができるようにしておく。

(イ) 堤防、護岸への対応

被害の拡大、二次災害の防止のため、迅速な仮設締切等の応急処置ができるよう、各施設の管理者は、建設業者、機械鋼構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制を確立しておく。

ウ 津波注意報・津波警報が発表された場合

津波の到達予想時刻までに操作終了後の避難等の時間的余裕があるなど、操作の安全が確

保できる場合に限り、開閉を行う。

(2) 浸水・溢水等への応急措置

警戒、監視等により応急排水等の措置が必要となった場合は、水防管理者（市長）は、関係機関と協力し、直ちに付近住民へ周知を図るとともに、必要に応じて避難誘導等の措置及び応急排水を実施する。

(3) 河川、海岸施設の応急措置

大規模な地震が発生した場合、堤防、護岸等の損壊が広範囲にわたって生ずるおそれがある。

この場合、被害の拡大、二次災害の防止のために、迅速な仮設締切等の応急措置が必要となる。

このため、建設業者、機械鋼構造業者、電気通信業者、港湾業者等専門業者との間の緊急連絡体制の整備及び必要な資機材の確保体制を確立しておく。

(4) 農業用施設の応急措置

各施設の管理者は、ため池、水門、樋門、防潮堤等の被害状況を確認し、被害の拡大、二次災害を防止するため、自ら応急措置を実施するとともに、関係機関に応援協力を要請し、必要な対策を講じる。

3 水防用資機材の整備

市は、その所管する区域における浸水への対応が十分できるよう必要な資機材を整備するとともに、緊急調達方法等についてあらかじめ定めておく。

資料編 [水 防] ◦水防用輸送設備、備蓄器具資材一覧

第2節 消防活動計画

防災危機管理課
消防組合

大規模地震発生時には、火災の多発により、極めて多数の人命の危険が予想される。

地震時の火災の態様は、地震の規模、震源の位置、発生する時期、気象条件、市街地の状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況等により被害の様相が異なり、臨機応変な活動が求められることから、震災時における消防活動に必要な事項について定める。

なお、応援協定等を含む消防活動に関する一般的事項については、基本計画編第3編第20章「火災対策計画」に定めるところによるものとする。

第1項 地震火災防ぎょ計画の策定

1 消防活動について、市は、国の指導に基づき、市域における消防活動に必要な「消防計画」を策定している。

地震発生時における消防活動については、県により「地震災害活動マニュアル」が作成されているところであるが、大規模地震発生時における消防活動をより円滑、的確に実施するため、被害想定を踏まえ、地域の特性を加味した防ぎょ活動計画の策定を図っていくものとする。

2 地震発生時の火災防ぎょ計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって左右されるものであるが、被
[光市防災]

害発生規模に着目し、人命の確保、物的被害の軽減等について、段階的な防ぎよ対象及び範囲を定めるなど、最も効果的に被害軽減が図れる計画となるように努めるものとする。

この場合、消火栓の使用不能、道路寸断等による消防力の低下、また地域住民、事業所、他市町村、他県の応援協力等をも踏まえた計画内容とするものとする。

- 3 地震発生時火災防ぎよ計画には、消防職団員の部隊運用要領等とともに、これを補完するものとして災害救援ボランティア、地域住民の活動内容、協力支援体制等についても計画の中に盛り込むものとする。

第2項 地震火災対策の方針

- 1 市及び消防機関は、同時多発の火災から住民の生命の保護を第一として活動を実施するものとする。

この場合において、出火防止と初期消火の徹底について住民や事業所に呼び掛けるとともに、地域住民を含めその全機能をあげて、避難の安全確保及び延焼の拡大防止に必要な活動を実施するものとする。

- 2 防ぎよ活動

防ぎよ活動の実施に当たっては、明確な防ぎよ方針、重要対象物の指定、延焼阻止線、避難地・避難路、消防活動計画図の策定、部隊の運用体制等についての体制を確立し、活動するものとする。

第3項 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、出火防止を始めとする住民指導及び保有装備を活用して、消火活動その他の災害防ぎよに当たるものとする。

- 1 出火警戒活動
- 2 消火活動
- 3 救助救出活動
- 4 応急手当活動
- 5 災害情報の収集伝達活動
- 6 避難誘導及び指示

第4項 災害救援ボランティアの活動

大規模地震発生直後等における消防活動を迅速かつ的確に実施するには、既存の消防機関だけでは困難なことが予想され、今後、災害救援ボランティアの育成を図って行く。

災害救援ボランティアの活動については、国が、次のような活動分野を期待して育成を図ることとしていることから、活動については概ねこれによるものとする。

- 1 初期消火活動及び消火活動及びその支援
- 2 救助救出活動及びその支援
- 3 応急手当活動及びその支援
- 4 災害情報の収集・伝達活動及びその支援
- 5 その他避難誘導等の活動に対する支援

第5項 地域住民・自主防災組織が活動するために必要な資機材の整備

激甚な大震災が発生した場合、地域によっては、早期の消防力の投入が困難なことが考えられるため、地域住民・自主防災組織が容易に使用できる消火、救助資機材の整備について、市は、検討

を進め整備の促進に努めるものとする。

第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画

防災危機管理課
消防組合

大規模な地震により、危険物・高圧ガス・放射性物質・毒物劇物等の施設が損傷し、火災・爆発・流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、これらの施設に対して、関係法令による種々の保安防災対策が講じられているが、地震により発生する災害を最小限に止めるため、関係機関が相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員・周辺住民の安全確保に必要な対策を講じるものとする。

第1項 石油類等の危険物

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

実施者	措置内容
施設の所有者、管理者又は占有者	<p>1 地震発生時の応急対策</p> <p>(1) 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。</p> <p>(2) 地震発生後、直ちに人的・物的被害、火災・爆発・漏洩等の有無を調査・点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。</p> <p>(3) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏洩等の災害が発生したときは、直ちに負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。</p> <p>(4) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 車両により危険物を輸送中に地震が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車して、危険物の漏洩の有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。</p> <p>2 地震発生時の連絡通報及び広報活動</p> <p>(1) 地震により災害が発生したときは、直ちに消防機関、警察、県（防災危機管理課）等へ通報する。</p> <p>なお、通報手段が途絶えない限り、第1報は、電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。</p> <p>(2) 地震による災害が、周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合又は周辺住民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性について、迅速かつ正確な広報活動を行う。</p>

<p>市 知 光 地 区 消 防 組 合</p> <p style="text-align: right;">長 事</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震発生時の危険物関係事業者への指示等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議のうえ、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について、必要な指示をする。 (2) 危険物関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止を命じ、又はその使用を制限する。 (3) 危険物が流出したときは、その危険物の排除作業を実施させる。 2 救急・防災活動（消防機関） <p>地震により危険物関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて危険物関係事業者に防災活動上必要な指示を行う。</p> 3 広報・警戒区域・避難指示等（市・消防機関） <ol style="list-style-type: none"> (1) 周辺住民に対し、危険物関係施設の災害の状況・避難の必要の有無について、適切な広報活動を行う。 (2) 危険物関係施設の火災・爆発、危険物の漏洩等により周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。 4 関係機関との連絡・調整等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全性確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して必要な対策を講じる。 (2) 地震による危険物関係施設の災害の拡大を防止するために他の消防本部の応援を必要とするときは、化学消防車等の必要な資機材及び人員の応援要請の措置を講じる。
<p>警</p> <p style="text-align: right;">察</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市、県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を行う。 2 市長から要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害拡大のおそれがある設備又は占有者等に対し、災害の拡大防止に必要な限度において、その設備、物件の除去、保安等必要な措置をとることを指示する。
<p>徳 山 海 上 保 安 部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 巡視船艇、航空機により被害状況の把握に努めるほか、県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、警戒区域の設定、避難誘導、取締りを行う。 2 危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。 3 船舶交通の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、必要に応じて船舶等に対して、移動を命じ、又は航行を制限し、若しくは禁止するとともに、航行警報等により速やかに周知する。 4 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し、同所有者等による救出措置を指導するとともに必要に応じて巡視船艇による安全な場所への救出措置を講じる。 5 危険物等の防除作業にかかる指導及び巡視船艇による応急防除作業等を行う。

資料編 [消 防] ◦市内危険物施設一覧
◦市内危険物等主要事業所一覧

第2項 高圧ガス

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」という。）については、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により種々の保安防災対策が講じられている。

しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏洩等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び関係機関は、次の措置を講じる。

実 施 者	措 置 内 容
高 圧 ガ ス 関 係 事 業 者	<p>1 地震発生時の応急対策</p> <p>(1) 地震発生後、直ちに人的・物的被害、火災・爆発・漏洩等の有無を調査するとともに、地震の規模に応じて高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ等を行う。</p> <p>(2) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏洩等の災害が発生したときは、直ちに負傷者の救護、高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ、高圧ガス容器の安全な場所への移動等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防災活動を行う。</p> <p>(3) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民への避難勧告等に必要な措置を講じる。</p> <p>(4) 車両により高圧ガスを輸送中に地震が発生した場合は、直ちに車両を安全な場所に停車して、ガス漏洩の有無等について点検し、異常があるときは上記(1)～(3)の応急措置を講じるとともに、山口県高圧ガス地域防災協議会等による応援を受ける。</p> <p>2 地震発生時の連絡通報及び広報活動</p> <p>(1) 地震により災害が発生したときは、消防機関、警察、市、県（防災危機管理課）等へ通報する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、通信手段が途絶しない限り、第1報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。</p> <p>(2) 地震による災害が周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合、又は被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。</p>
知 事 (防 災 危 機 管 理 課)	<p>1 地震発生地の高圧ガス関係事業者への指示等</p> <p>(1) 高圧ガス関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について必要な指示をする。</p> <p>(2) 高圧ガス関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止、高圧ガスの廃棄の一時禁止等の緊急措置を命じる。</p> <p>2 関係機関との連絡・調整</p> <p style="padding-left: 20px;">地震による高圧ガス関係施設に災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して、必要な対策を講じる。</p>

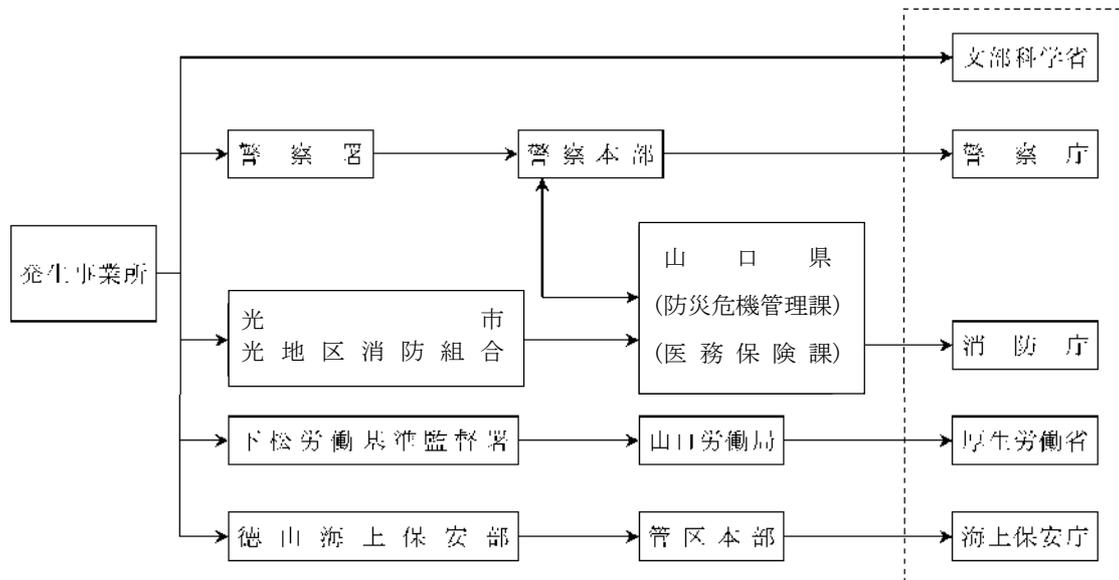
市 光地区消防組合	長	<p>1 救急・防災活動等 地震により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に、防災活動上必要な指示を行う。</p> <p>2 警戒区域・避難指示等・避難命令 高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏洩により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>3 広報活動 周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。</p>
警	察	第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
徳山海上保安部		第1項「石油類等の危険物」に準じた措置を講じる。
中国四国産業保安監督部		関係機関との連絡調整を行い、県、高圧ガス関係事業者等に対し、災害拡大の防止及び周辺住民の安全確保等について必要な指示・助言を行う。

資料編 [消 防] ◦市内高圧ガス製造所・貯蔵所数一覧

第3項 放射性物質

地震災害により放射性物質の漏洩等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等の規制に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講じる。

1 事故等発生時の伝達系統図



2 応急対策実施機関及び措置

実施者	措置内容
<p>使用者 取扱関係者</p>	<p>放射性同位元素又は放射線発生装置に関して、放射線障害の発生又はおそれがある場合には、「放射性同位元素等の規制に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線源の露出、拡散等の発生若しくはおそれがある場合は、下松労働基準監督署、県警察、市等に通報する。</p> <p>(2) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。</p>
<p>市長 光地区消防組合</p>	<p>(1) 放射性物質使用者、取扱関係事業者等から事故等の発生の通知を受けた場合は、直ちに県（防災危機管理課及び医務保険課）に通報する。</p> <p>(2) 放射線源の露出、拡散により人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難の指示等を行う。</p> <p>(3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な緊急措置をとるよう指導する。</p> <p>ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置</p> <p>(4) 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。</p>
<p>知事 (防災危機管理課) (医務保険課)</p>	<p>(1) 市又は警察から事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。</p> <p>(2) 緊急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。</p> <p>(3) 放射性物質使用病院での被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため観測測定班等を編成して、漏洩放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。</p> <p>(4) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器、除去施設等を有する診療施設での治療が必要となることから、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。</p>
<p>警察</p>	<p>(1) 事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、県（防災危機管理課又は医務保険課）へ通報する。</p> <p>(2) 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。</p>
<p>徳山海上保安部</p>	<p>(1) 第1項「石油類等の危険物」の保安対策でとる1～4の措置に準じた措置を講じる。</p> <p>(2) 海上における緊急時モニタリングに関し、知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があった場合は、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。</p>

第4項 毒物劇物

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法に基づき監視指導を行っており、また、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。

防災関係機関及び取扱業者は、災害時において設備等が破損した場合、次の応急措置等を講じる。

実施者	措置内容
製造者 輸入者 販売者 業務上取扱者	1 地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災対策要員を確保する。 2 毒物劇物タンク等の被害状況の把握に努め、当該施設が被害を受け毒物劇物の漏洩、流出等が生じた場合には、次の応急措置を講じる。 (1) 周南健康福祉センター（環境保健所）、警察、消防機関に直ちに通報する。 (2) 従業員及び周辺住民に対して正確な情報を提供し、必要に応じて早期の避難措置をとる。 (3) 中和処理剤の散布等の緊急措置を実施する。
知事 (薬務課)	1 毒物劇物取扱事業者に対して、毒物劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するために必要な応急措置を講じるよう指導する。 2 毒物劇物が飛散、漏えいした場合は、中和剤等による防除作業を実施するよう指示する。 3 中和剤等の資材及び人員等が不足するときは、その収集、あっせんに努める。
市長 光地区消防組合	危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入り禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立ち退きの指示等を行う。
警察	県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を実施する。
徳山海上保安部	第1項「石油類等の危険物」の保安対策でとる措置に準じた措置を講じる。

資料編 [消防] ○市内毒物劇物製造所一覧

第12章 災害警備計画

基本計画編第3編第13章「災害警備計画」を準用する。

第13章 要配慮者支援計画

基本計画編第3編第14章「要配慮者支援計画」を準用する。

第14章 ボランティア活動支援計画

基本計画編第3編第15章「ボランティア活動支援計画」を準用する。

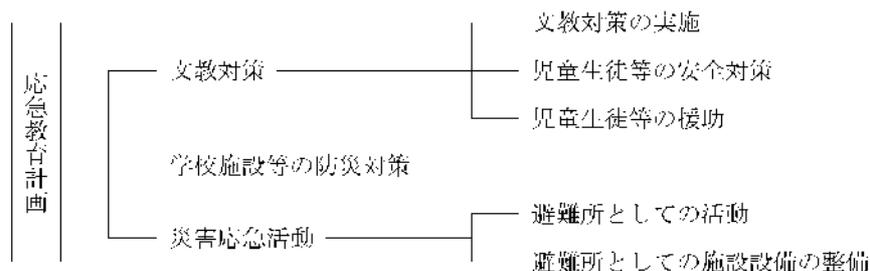
第15章 応急教育計画

活 動 の ポ イ ン ト
<p>第1 文教対策</p> <p>1 事前対応</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 関係機関、保護者への連絡体制の確立 (2) 児童生徒等の登下校方法、保護者への引渡し方法の決定 (3) 防災訓練の実施 (4) 学校施設設備、通学路の安全点検の実施 <p>2 災害時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物の安全措置（使用の停止、安全な場所への移動等） (2) 保健衛生に関する必要な指導、助言 (3) 被害状況の迅速な把握 (4) 授業再開に必要な施設の確保 <p>3 復旧時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災児童生徒等の実情把握 (2) 学習場所の確保 (3) 教育の確保 (4) 教科書等の供給 <p>第2 学校施設等の防災対策</p> <p style="padding-left: 20px;">計画的な耐震診断の実施 ⇒ 必要に応じ耐震補強</p> <p>第3 避難所としての役割</p> <p>1 教職員との協力体制の確立</p> <p>2 施設設備の整備（情報連絡体制の確立、防災機能の整備、資材等の備蓄）</p>

大規模地震等発生時には、幼児、児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小中学校（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、地震発生時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。



第1節 文教対策

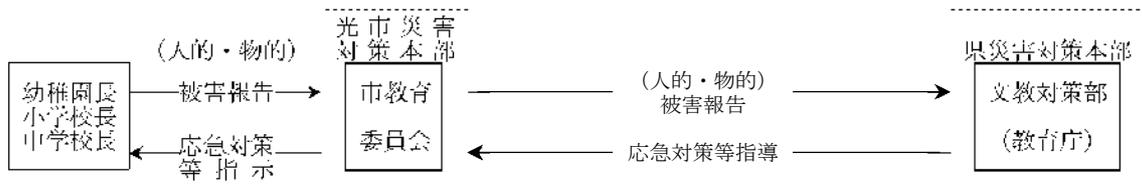
教育委員会

震災時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

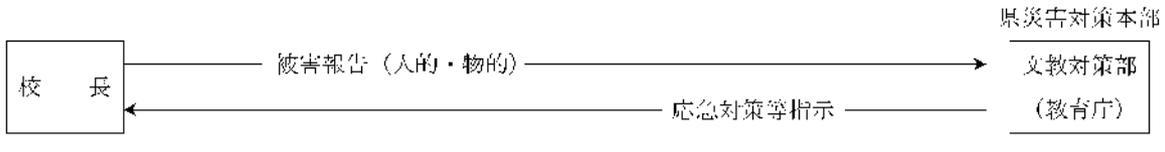
第1項 文教対策の実施

1 文教対策実施系統図

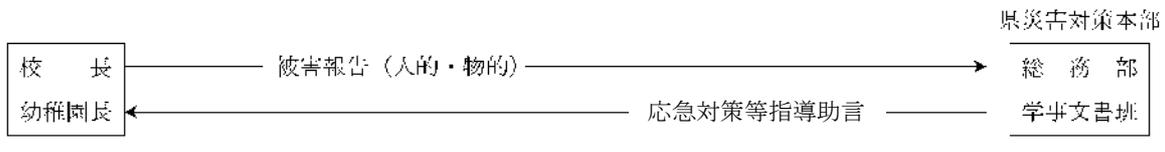
(1) 市立学校関係



(2) 県立学校関係



(3) 私立学校関係



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	<ul style="list-style-type: none"> ・災害速報 ・公立学校人的被害に関する報告 ・公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等） ・要保護、準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・県立学校生徒等被害調査報告 ・私立学校人的被害に関する報告 ・私立学校物的被害に関する報告 ・学校給食関係被災状況調査報告 ・教職員住宅被害報告
(2) 報告者、報告系統	本項「1 文教対策実施系統図」によるものとする。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第2項 児童生徒等の安全対策

市教育委員会は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまで計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施し、又は指導助言してきたが、さらに次の

視点に立った取組を推進していく。

取 組 の 主 な 視 点
① 様々な災害を想定した学校安全計画の充実 ② 大規模災害を想定した避難訓練の実施 ③ 安全に関する職員研修 ④ 通学路の安全点検 ⑤ 家庭・地域社会との連携強化 ⑥ ボランティア活動の推進 ⑦ 自他の生命を尊重する態度の育成 ⑧ 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

市教育委員会は、所管する学校における、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

ア 学校における地震防災応急対策計画の策定指導

市教育委員会は、学長、校長又は園長（以下「校長」という。）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともに、その計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。

応急対策計画の主な項目

- ① 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- ② 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- ③ 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- ④ 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- ⑤ 連絡体制（市教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
- ⑥ 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- ⑦ 実験・実習中の対策
- ⑧ 火元の遮断と初期消火活動
- ⑨ 救護活動（児童生徒等、避難者）
- ⑩ 避難所の開設・運営（市との連絡体制・初動対応）
- ⑪ 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法

イ 防災訓練の実施

校長等は、児童生徒が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、県、市及び防災関係機関等が実施する地震防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施するものとする。

学校における防災訓練の場としては、次の3つが考えられる。

- (ア) 総合防災訓練（県によるもの）
- (イ) 地域防災訓練（市、防災関係機関等によるもの）
- (ウ) 学校で行う訓練（県立学校は毎学期1回以上の実施）

ウ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、地震発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設整備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておくものとする。

(ア) 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内 容
消 火 設 備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避 難・救 助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品・食料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水

(イ) 破損、火災、転倒等による被害防止

区 分	該 当 施 設	点 検 確 認 事 項 等
窓 ガ ラ ス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
ロ ッ カ ー 類	教室・廊下・昇降口等・職員室	転倒、移動の有無
ガ ラ ス 器 具	理科実験室・実習室等	転倒、落下、破損の有無、容器の多段積みによる被害発生の有無
理 科 実 験 類・ 医 薬 品 類	理科実験室・実習室・保健室	収納戸棚の転倒の有無、混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガ ス	理科実験室・調理室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無、ボンベ転倒の有無
石 油・ ガ ス ス ト ー プ	教室・職員室・事務室・保健室	周囲の引火物の有無、安全装置作動の有無
食 器 類	調理室	転倒、落下、破損の有無
油 類	調理室・実習室	転倒、落下による流出の危険性の有無
工 作 機 械・工 作 用 具 等	実習室	転倒、落下の有無
テ レ ビ	教室・視聴覚教室	落下、転倒の有無
コ ン ピ ュ ー タ	コンピュータ室	落下、転倒の有無

(2) 災害時の対応

ア 市教育委員会は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導助言及び支援に努める。

イ 学校教育施設の確保を図るため、下記(4)アに記述する「学校施設の応急復旧」に必要な措置を実施し、又は指導、助言を行う。

【校長が行う措置】

(ア) 校長は、地震発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じる。

a 学校が管理する危険物安全措施

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じる。

b 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・被災地域における感染症予防上の措置

(イ) 校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第1項「1 文教対策実施系統図」により、市教育委員会に文書をもって報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うものとするが、被害の状況により必要があるときは、市本部又は地域住民等の協力を求める。

資料編 [様式等] ○学校被害状況報告様式

(ウ) 校長は、状況に応じ市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会にその旨の報告を行い、市教育委員会は、県教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。

資料編 [様式等] ○休校状況報告様式

(エ) 校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」により行うものとする。

(オ) 校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、市教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

【市教育委員会が行う措置】

(ア) 各学校等の応急教育計画の作成にあたり、県教委及び市教委は、所管する学校を指導助言及び支援する。

(イ) 災害が大規模または広域にわたるため、下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」による授業再開が必要な施設の確保について市教委での対応が困難な場合は、必要に応じて県教委及び市町教委による対策チーム（リーダー：義務教育課）を設置し、異校種間の調整や市町域を超える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

(ウ) 市教委は、コミュニティセンター等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておくこと。

(3) 災害復旧時の対応

ア 市教育委員会は、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導助言及び支援する。

(ア) 学習場所の確保等

(イ) 教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他市町への応援要請等の措置）

(ウ) 教科書等の供給

イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。

この場合において、人員等が不足するときは、市本部に職員の応援を求めるなどして確保を図るものとする。

ウ 市は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒等についての教育事務の委託を隣接市町に対して行うことができる。

エ 市教育委員会は、被災地の児童生徒等の転入学の弾力的な運用を他市町教育委員会に依頼するものとする。

【校長が行う措置】

(ア) 校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、市教育委員会と連携し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育活動再開に向けての態勢を整備する。

(イ) 校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。

(ウ) 校長は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。

(エ) 校長は、災害復旧の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡のうえ、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

(オ) 校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意するものとする。

(4) 被災後の教育施設等の確保

<p>ア 学校施設の応急復旧</p>	<p>(ア) 災害直後における施設の安全点検と危険箇所の表示 (イ) 応急復旧計画の樹立等の措置 (ウ) 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 (エ) 被害状況の詳細な記録（写真等） (オ) 現地指導員の派遣 (カ) 学校施設の安全確保のための建物危険度判定の実施</p>
<p>イ 学校施設の被害に応じた施設確保の基準</p>	<p>(ア) 応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 (イ) 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、体育館等を利用する。 (ウ) 校舎の大部分が使用できない程度の場合 コミュニティセンター等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。</p>

(エ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

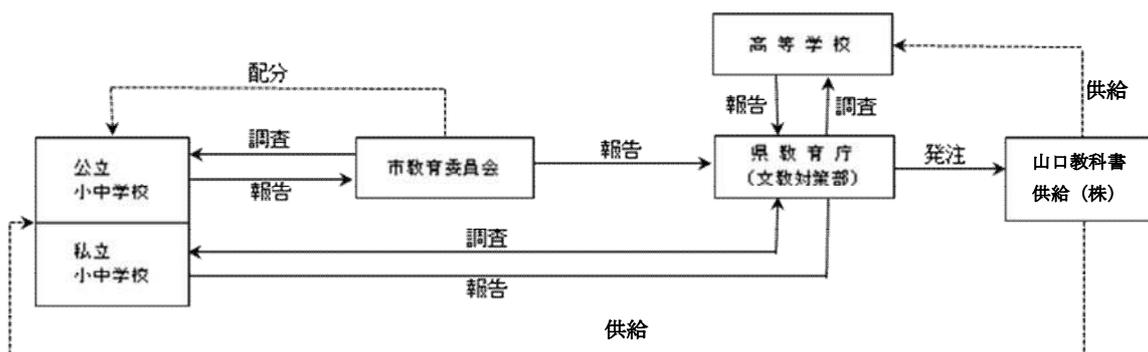
避難先の最寄りの学校、被災を免れたコミュニティセンター等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の給与

教科書の給与及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付け文初管第211号）によるものとする。

教科書の給与あっせん系統図



2 学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し、次のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた市長が、市教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行うものとする。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア 教科書及び教材

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

- a 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書
- b 教科書以外の教材で、市教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用している教材

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ 私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる。

(4) 学用品給与の時期

ア 教科書・教材

災害発生の日から1か月以内

イ 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校または共同調理場の管理者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、県教委または市教委へ報告する。県教委及び市教委は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校または共同調理場の管理者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気システムを含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、ガス・水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校または共同調理場の設置者及び管理者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。

また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校または共同調理場においては、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校または共同調理場においては学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従事者の確保及び健康診断

市教委及び県教委は調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理従事者を確保する。また、調理従事者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校または共同調理場においては学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗

浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模または広域にわたり、単一の学校または市町で対応できない場合は、県教委及び市教委による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

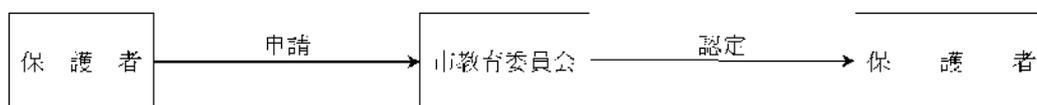
イ 県教委及び市教委は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

4 児童生徒等に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童生徒については、学校教育法に基づく援助措置が講じられる。

これに必要な取り扱い内容等は、次による。

(1) 援助を必要とする児童生徒数の把握



(2) 援助措置の内容

ア 児童生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費、通学費、学校給食費

イ 補助率（要保護世帯分）

国庫負担 1 / 2 市 1 / 2

ウ 交付手続き

市からの交付申請

5 授業料等の減免及び学資貸与

(1) 県立学校授業料等の減免等（山口県使用料手数料条例施行規則等）

ア 生徒等の被災状況の調査報告

校長は、県教育委員会（文教対策部）に対して「県立高等学校生徒被災状況報告書」により、報告するものとする。

イ 減免措置

県教育委員会は、減免を決定し、関係学校へ通知する。

(2) 私立高等学校生徒等に対する授業料減免補助

子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金により、私立高等学校等を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとづくり財団、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

第2節 学校施設等の防災対策

教育委員会
建築住宅課

学校、社会教育施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であるため、市教育委員会は、小中学校については、平成17年度をもって耐震診断（一次診断）の実施を完了したところであるが、社会教育施設等についても計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強等を実施するなど、引き続き大規模地震等の災害による被害防止の観点から、教育施設等の整備、耐震化の推進を図り、児童生徒等の生命身体の安全確保に努めるものとする。

第3節 災害応急活動

教育委員会

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、震災等による大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整のうえ、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

第1項 避難所としての活動

学校が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時における役割及びこれに必要な対応について定める。

1 避難所運営責任者

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市（教育対策部教育総務班）が行うものとする。

2 教職員の責務

- (1) 教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。
- (2) 教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

第2項 避難所としての施設設備の整備

避難所に指定されている教育関係施設の設備整備については、関係部局と協議のうえ、必要な対策を計画的に講じるものとする。

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

2 必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等、必要に応じ防災機能の整備を図る。

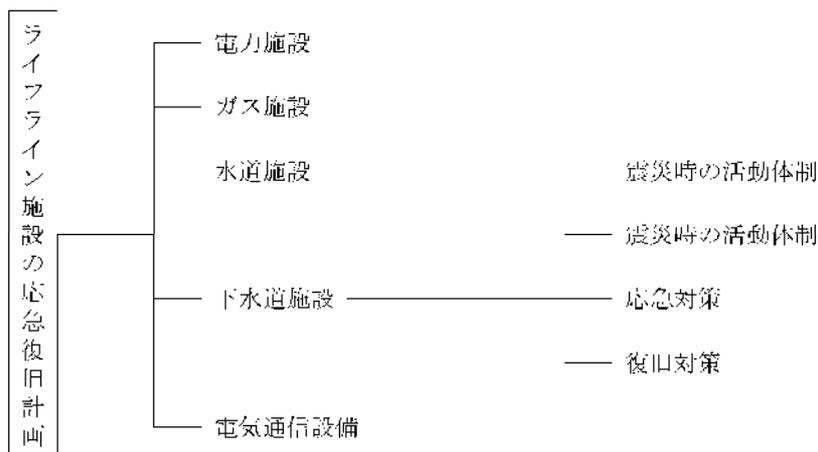
3 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、市本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

第16章 ライフライン施設の応急復旧計画

大規模地震が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、市民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、どれも住民の日常生活に欠くことのできないものであるため、被災後の速やかな応急復旧対策を実施する。



第1節 電力施設

基本計画編第3編第17章第1節「電力施設」を準用する。

第2節 ガス施設

基本計画編第3編第17章第2節「ガス施設」を準用する。

第3節 水道施設

水道局

地震による水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。

このため、市水道局等は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め、迅速な復旧を実施する。

また、停電等により個人の井戸の取水が困難となる地域においては、給水活動について、あらかじめ市生活安全課と協議しておく。

第1項 震災時の活動体制

1 動員体制の確立

(1) 要員の確保

- ア 震災時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、職員を指名し、担当業務を明らかにしておく。
- イ 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ参集し、応急対策に従事する。
- ウ 市水道局職員で不足する場合は、市本部、日本水道協会（山口支部）、隣接・近接市町、県災害対策本部（生活衛生班）へ応援を求め、必要な人員を確保するものとする。
この場合の手順等については、あらかじめ市防災危機管理課と協議しておく。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

- ア 本市は、被災施設の応急処置及び復旧について光市管工事協同組合と応援協定を締結しており、災害が発生した場合には、速やかに応援協定に基づき協力を要請するものとする。
なお、大規模地震等発生の場合、市内の業者も被災していることが考えられることから、この場合には隣接・近接市町又は県災害対策本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。
- イ 隣接・近接市町への応援要請によっても対応できないと判断されるときは、県災害対策本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

資料編 [応援協定等]の災害時等における協力態勢に関する協定(光市管工事協同組合)

(3) 情報連絡活動

- ア 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になることから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、地震発生時に混乱が起きないようにしておく。
- イ 地震による被害が発生した場合は、通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、市本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指定するなどしておく。

2 応急対策

対 策 項 目	措 置 内 容
(1) 災害復旧用資機材の整備	<ul style="list-style-type: none"> ア 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。 イ 不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておくものとする。
(2) 施設の点検	<p>地震発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 取水、導水、浄水、送配水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。 イ 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。

	<p>ウ 次の管路等については、優先して点検を行う。</p> <p>(ア) 基幹管路 (送水管及び配水本管)</p> <p>(イ) 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路</p> <p>(ウ) 水管橋及び橋梁添架管</p> <p>(エ) 軌道下の横断箇所</p>
(3) 応急措置	<p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。</p> <p>ア 取水、導水、浄水施設 取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>イ 送水・配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。 (イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。</p>

3 復旧対策

市水道局等は、復旧に当たっては、再度の被災防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

対 策 項 目	措 置 内 容
(1) 取水・導水の施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2) 浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
(3) 管路の復旧計画	<p>災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、次により実施するものとする。</p> <p>ア 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。</p> <p>イ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。</p> <p>ウ 送水・配水管路における復旧の優先順位</p> <p>(ア) 第一優先管路 基幹管路 (送水管及び配水本管)</p> <p>(イ) 第二優先管路 幹線管路</p> <p>(ウ) 第三優先管路 地域支援管路</p> <p>※人工透析治療施設への配水管路は最優先とし、次いで一般医療施設及び福祉施設を優先的に早期復旧できるよう配慮する。</p>

<p>(4) 広報活動</p>	<p>ア 震災時における住民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。</p> <p>イ 広報活動は、防災行政無線、広報車による巡回広報、ホームページ及びメール配信サービス、またKビジョン、ラジオ及び新聞等の報道機関の協力を得て実施する。</p> <p>ウ 活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期すものとする。</p>
-----------------	---

第4節 下水道施設

下水道課

下水道は、住民の日常生活に大きくかかわっており、地震災害等により、施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、市は、震災時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応する。

第1項 震災時の活動体制

非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

1 要員の確保

(1) 震災時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、災害時における担当業務、担当者を定めておく。

この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておくものとする。

(2) 下水道課の職員が不足する場合は、市本部内、隣接・近接市町、県災害対策本部に対して応援を求め、必要な要員を確保するものとする。

この場合の手順等については、あらかじめ市防災危機管理課と協議しておく。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

(1) 被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することから、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請するものとする。

なお、本市は、光市管工事業組合と応援協定を締結しており、災害が発生した場合には、速やかに応援協定に基づき協力を要請するものとする。

(2) 大規模地震等発生の場合、市内の業者も被災していることが考えられることから、この場合には隣接・近接市町又は県災害対策本部（都市施設対策班）に応援あっせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

資料編 [応援協定等]◦災害時等における協力態勢に関する協定（光市管工事協同組合）

3 情報連絡活動

(1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

(2) 市本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

4 広域支援

大規模地震等の災害により、被災自治体独自では対応が困難な場合は、「九州・山口ブロック及び中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、災害相互支援体制を確立するものとする。

(1) 下水道対策本部の設置

県の下水道所管課長は、次に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、災害相互支援体制の確立を行うものとする。

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合

イ 震度5強以下の地震又はその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等）について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

地震発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

(1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。

(2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

3 応急措置

(1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。

(2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。

(3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替対策として、応急仮設トイレ等の確保対策の検討を行う。

応急仮設トイレを設置する場合は、総務対策部及び関係各課と連携を図りながら、協力して実施する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場は、耐震構造となっており、下水道の主要な機能への影響は少ないものと予想される。

停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

管渠施設については、比較的浅い位置に埋設されており、地震の影響を受けやすく、経年化等による老朽管の継手部のズレ、ひび割れ等の被害が懸念される。

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、公共枿、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、住民の生活を直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報車、またKビジョン、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て実施するものとする。

第5節 電気通信設備

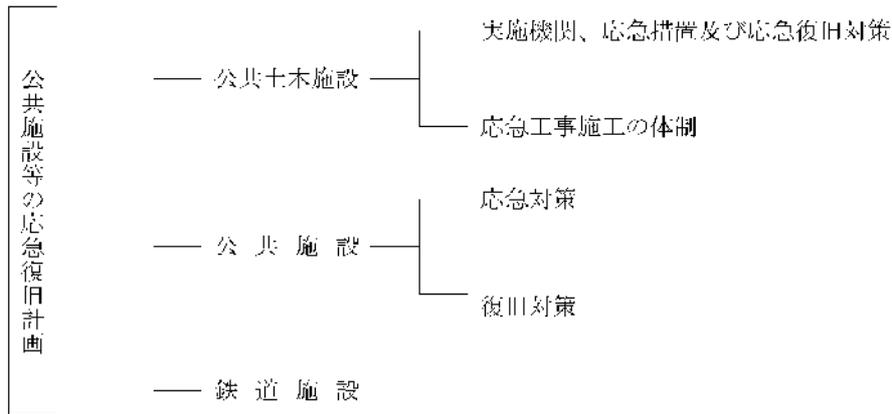
基本計画編第3編第17章第5節「電気通信設備」を準用する。

第17章 公共施設等の応急復旧計画

道路、河川、海岸、橋梁、港湾、漁港等の公共土木施設や鉄道施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、住民の日常生活に大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も住民の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が地震等により被害を受けた場合は、市民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これら公共施設が被災した場合には、速やかに応急復旧対策を実施する。



第1節 公共土木施設

監理課 道路河川課
農林水産課

地震等による災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じるものとする。

第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁

地震が発生した場合、各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置あるいは迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。(基本計画編第7章第2節「緊急道路啓開」関連)

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施するものとし、市のとるべき対応については、次のとおりとする。

実施機関名	応急措置
市 (建設部)	ア 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。 イ まず、緊急輸送路線の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。

	ウ 次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。
--	--

(2) 応急復旧対策

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市 (建設部)	<p>ア 応急復旧作業は、大和町建設業協同組合との応援協定に基づき必要な応援を求めて実施し、緊急輸送路の道路啓開を最優先に行う。</p> <p>イ その後、一般道路のうち、応急復旧活動、市民生活に必要な道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、隆起、決壊等）の応急復旧工事を実施する。</p> <p>ウ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。</p> <p>エ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せて発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じる。 緊急時で、そのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡する。</p>

資料編 [応援協定等] ◦災害時等における協力態勢に関する協定書（大和町建設業協同組合）
◦災害時等における協力態勢に関する協定書（光市管工事協同組合）

2 河川、ため池及び内水排除施設

地震、津波等により堤防、護岸及び海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市 (建設部) (経済部) (都市政策部)	<p>(1) 水防活動と並行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。</p> <p>(2) 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じる。</p> <p>(3) 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。</p> <p>(4) 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。</p>

資料編 [水 防] ◦市内排水場等一覧
◦市内水防警戒区域一覧
◦市内重要水防箇所及び予定避難場所一覧
◦市内防災重点ため池一覧
◦市内危険ため池一覧

3 港湾・漁港施設

港湾、漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。特に、大規模地震等が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

地震、津波により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

実施機関名	応急措置・応急復旧対策
<p>県 (土木建築部)</p>	<p>(1) 港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（徳山海上保安部・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。</p> <p>(2) 海上輸送基地として指定された港湾については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。</p> <p>(3) 港湾に係る応急工事 ア 後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 イ 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 ウ けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。</p>
<p>市 (建設部) (経済部)</p>	<p>(1) 港湾施設 県が実施する応急措置に準じて、必要な対策を実施する。</p> <p>(2) 漁港関係 山口県漁業協同組合光支店等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。</p> <p>(3) 港湾・漁港に係る応急工事 ア 後背地に対する防護 高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 イ 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 ウ けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。</p>

4 海岸保全施設

海岸施設が、地震津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防ぎよし、被害が生じた場合は、二次災害から住民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
<p>県 (土木建築部)</p>	<p>(1) 気象情報(津波、高潮)等により、災害発生のおそれが事前に予想される場合は、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 管理する施設が地震、津波等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。</p> <p>ア 堤防</p> <p>イ 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの</p>
<p>市 (建設部) (経済部)</p>	<p>県が実施する応急措置に準じて、必要な対策を実施する。</p>

5 砂防設備、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
<p>県 (土木建築部) (農林水産部)</p>	<p>地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害の危険性のある箇所については、斜面判定士による調査点検を実施し、二次災害から住民を守るための必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。</p> <p>(1) 砂防設備</p> <p>ア えん堤、床固、護岸、堤防、山腹工事又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれがあるもの</p> <p>イ 溪流保全工若しくは床固の埋そく又は埋没で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれのあるもの</p> <p>(2) 地すべり防止施設</p> <p>施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没で、これを放置すれば著しい被害が生ずるおそれがあるもの</p> <p>(3) 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊で、これを放置すれば付近住民の安全確保に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(4) 溪流保全工に係る応急工事</p> <p>ア 溪流保全工が決壊したとき、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は鉄柵等をもって出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。</p> <p>イ 仮設工事では、著しく手戻り工事となるか又は効果がないと認められる場合は、応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。</p> <p>(5) 砂防えん堤に係る応急工事</p> <p>砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう、板柵その他の応急工事を施工する。</p>
<p>市 (建設部)</p>	<p>災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るための必要な措置を講じ、又は県に対して地すべり防止工事、崩壊</p>

(経 済 部)	防止工事等の必要な応急復旧対策を実施するよう要請する。
---------	-----------------------------

<p>資料編 〔災害危険箇所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地すべり危険箇所一覧 ○山地災害危険地区一覧 ○土石流危険渓流一覧 ○砂防指定地一覧 ○急傾斜地崩壊危険箇所一覧 ○急傾斜地崩壊危険区域一覧 ○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧 ○その他市長が認めた危険区域一覧
--

6 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。地震により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
県 (農 林 水 産 部) 市 (経 済 部)	(1) 治山施設 えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。 (2) 林道施設 ア 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。 イ 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 (ア) 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 (イ) 復旧資材、農産物(生鮮食料の搬出)及び林産物の搬出に著しい影響がある場合 (ウ) 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

市は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

(1) 技術者の現況把握及び動員

土木建設対策部は、応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況を把握し、職種別、地域別人員等の資料を整備するなどしておき、緊急時において適切な動員措置を講じるものとする。

(2) 建設業者の現況把握及び動員

土木建設対策部は、市内建設業者の施工能力を常に把握し、災害時においては、あらかじめ市内関係業者と締結している応援協定に基づき、緊急出動を要請する。

(3) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、ブルドーザー、ショベル系掘削機等の大型建設機械や建設資材については、あらかじめ市内関係業者と締結している応援協定に基づき、

協力を要請する。また、それ以外の土嚢用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じるものとする。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起ささないようにしておくものとする。

資料編 [応援協定等] ◦災害時等における協力態勢に関する協定書 (大和町建設業協同組合)
 ◦災害時等における協力態勢に関する協定 (光市管工事協同組合)

2 県等に対する応援要請

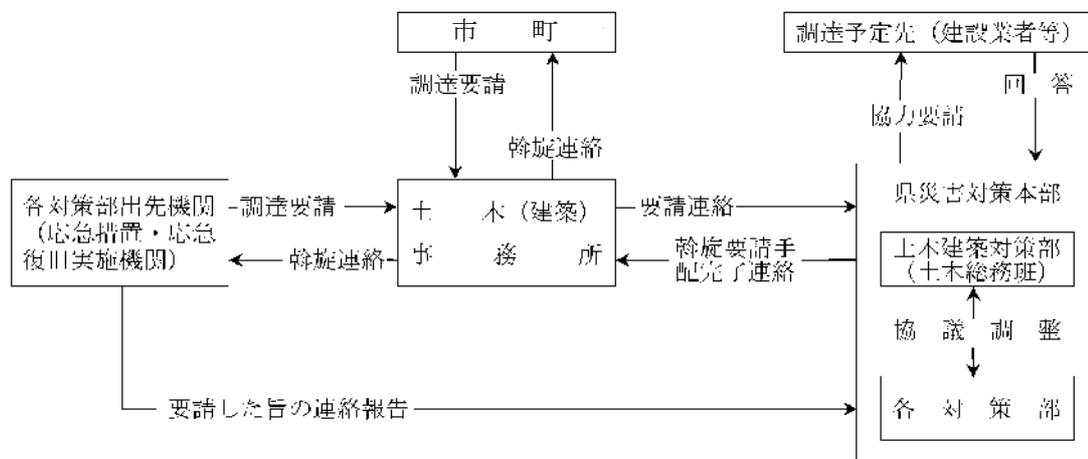
地震災害等、大規模災害が発生した場合において、市単独で対応できない場合には、隣接市町、県(周南土木建築事務所)等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、状況によっては、県に対して自衛隊の派遣要請の要求も併せ実施し、対応するものとする。

3 建設機械等の緊急使用計画

(1) 処理系統図

地震、津波等による激甚な災害又は広域に及ぶ災害のため、市町及び県各対策部では建設機械等の調達が不可能であるとき、若しくは建設機械が不足するときは、県土木建築対策部が、県域全般の調達計画の樹立及び調整、運用等の措置を担当する。



(2) 調達要請事項

建設機械の確保、調達の要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

調達要請時の明示事項

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 使用場所及び使用期間 | ③ 機械の種類及び必要台数 |
| ② 使用目的(作業内容) | ④ その他必要な事項 |

第2節 公共施設

各施設担当課

市が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の民心安定を図るうえで重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第1項 応急対策

市は、所管する各施設管理者に対し、震災時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、震災後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の地震防災各施設管理者は、震災時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は、次のとおりである。

- (1) 地震情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 震災時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

(2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3) 応急対策の実施

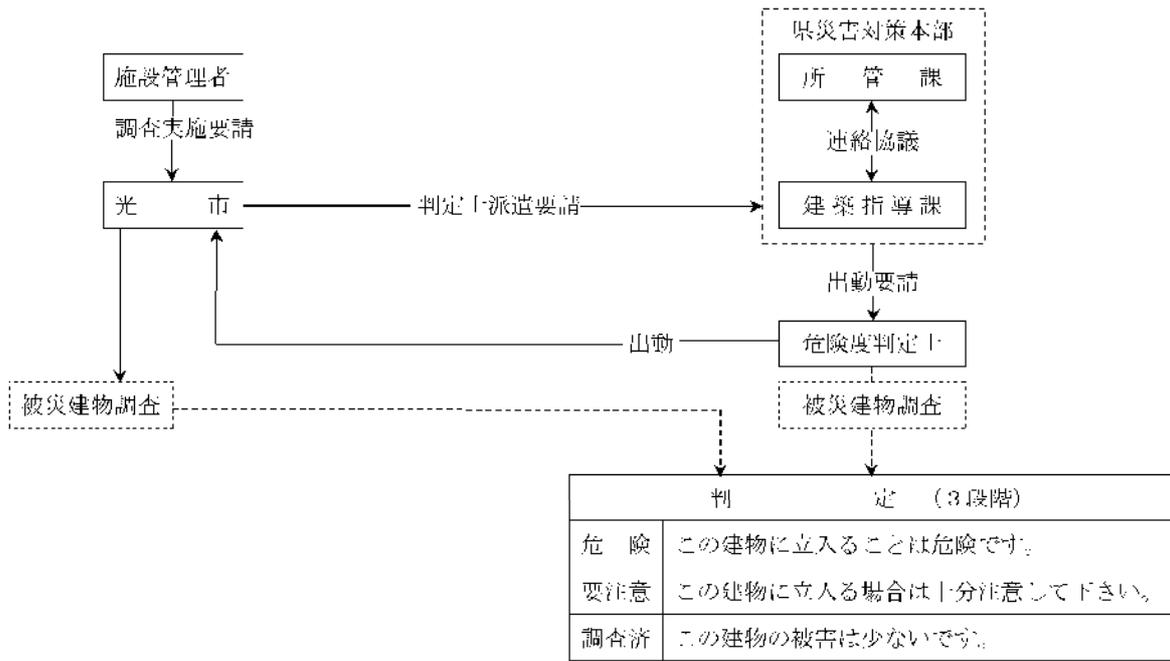
- ア 被災当日及びその後における施設の運営
- イ 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置
- ウ 利用者・入所者の家族への連絡措置

(4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について各施設所管課に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

(5) 二次災害防止措置

二次災害の防止や建築物の応急復旧を効果的に行うため、県に判定士の派遣を要請して建物の危険度の判定を実施する。



第2項 復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課と協議のうえ、災害施設設備の応急復旧を実施する。

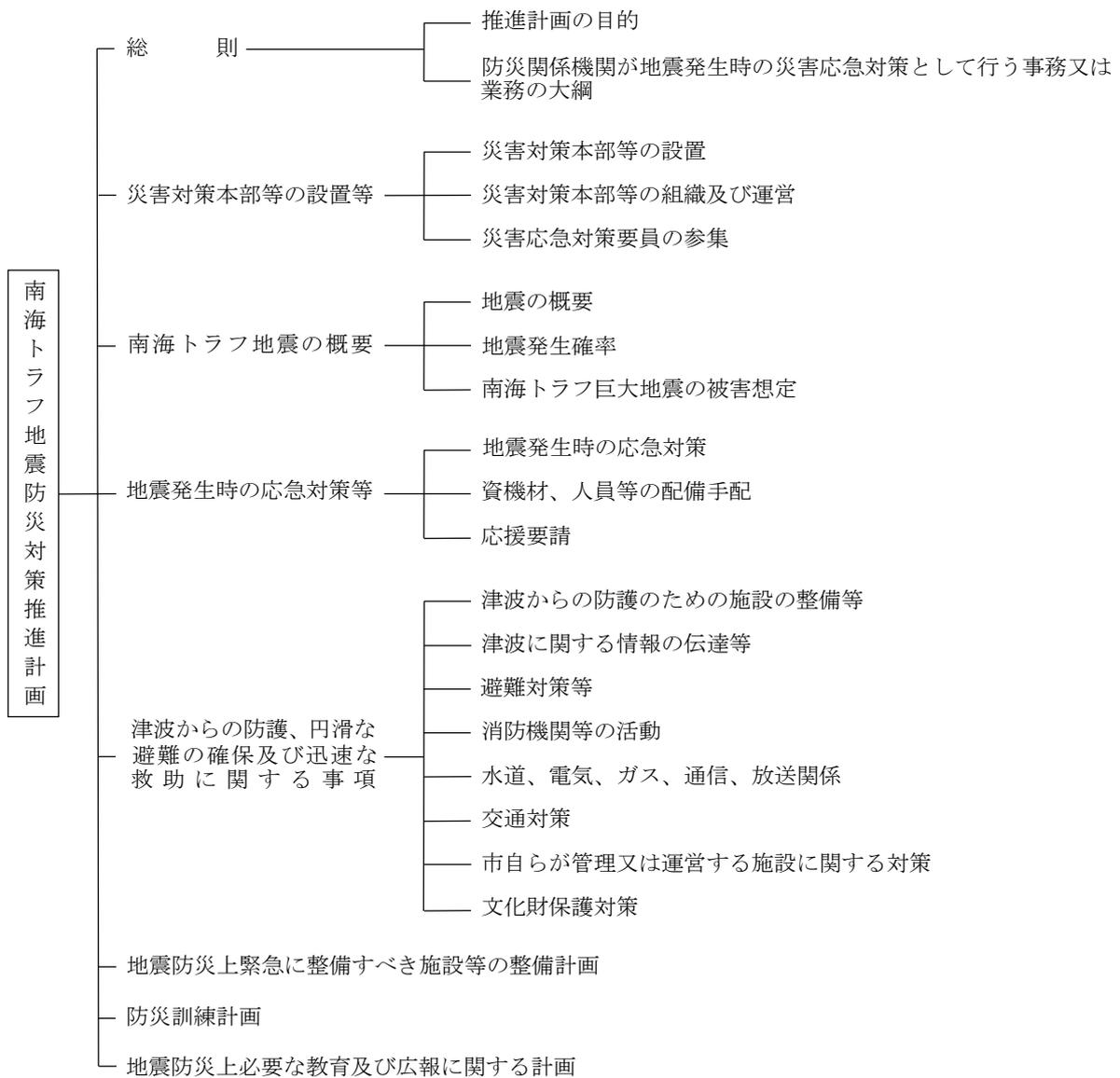
第3節 鉄道施設

西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の計画による。

第18章 南海トラフ地震防災対策推進計画

各課共通

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図る。



第1節 総 則

第1項 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、本章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

本市は、平成26年3月28日に推進地域の指定を受けた。

推進地域の指定基準（抜粋）

- ① 震度6弱以上の地域
- ② 津波高が3m以上で海岸堤防が低い地域
- ③ 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第2項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、県、本市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務については、基本計画編第1編第1章第5節「防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置」及び「大規模地震防災・減災対策大綱」に定めるとおりである。

第2節 災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生した場合にとるべき措置は、次のとおりであるが、詳細については震災対策編第3編第1章第1節「市の活動体制」に定めるところによる。

第1項 災害対策本部等の設置

市長は、地震が発生したと判断したときは、災対法に基づき、直ちに光市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災対法、光市災害対策本部設置条例及び本防災計画に定めるところによるものとする。

第3項 災害応急対策要員の参集

- 1 市長は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。

- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 南海トラフ地震の概要

第1項 地震の概要(図1)

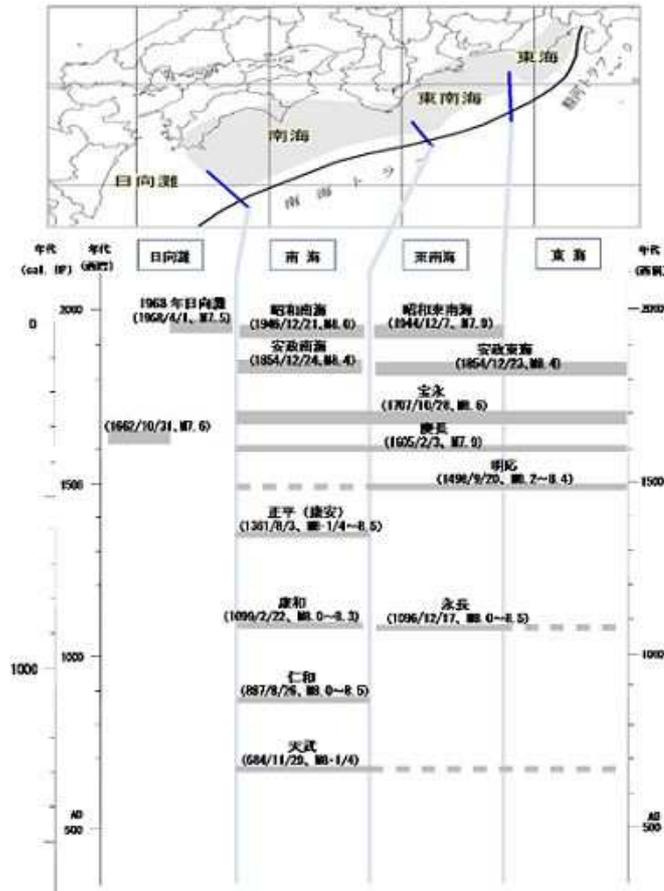
駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。この地域における地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪みが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震(東海地震)が発生してもおかしくない想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

東海地震が発生していない現状に鑑み、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した検討が行われ、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大になること、⑤南海トラフ巨大地震になった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等があげられる。

図1 南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震



参考文献

- 1) 679年～1884年：気象庁（1983）、被害地震の表と震度分布図
- 2) 1885年～1980年：宇津（1982）、日本付近のM6.0以上の地震及び被害地震の表1885年～1980年
- 3) 1951年～1995年5月：気象庁、地震月報

注) 重複する地震の緒元は、上記の順位で採用した。

※1605 慶長地震以前の地震の震源域の広がりについては、信頼性に留意が必要である。

出展：中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成23年12月27日中間とりまとめ）資料

第2項 地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。

領域名	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上

※2019年1月1日時点の評価

第3項 南海トラフ巨大地震の被害想定

本市の人的被害は、死者はないものの、負傷者4人と想定されている。建物の全壊棟数は最大で205棟、半壊棟数は334棟と想定されている。避難者は7,728人で、経済被害額は183億円とされている。

1 震度分布 (図2)

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード9クラスの地震を想定しており、本市は震源からの距離が比較的離れているが、震度5強の揺れ、液状化、津波による影響を受けると想定されている。

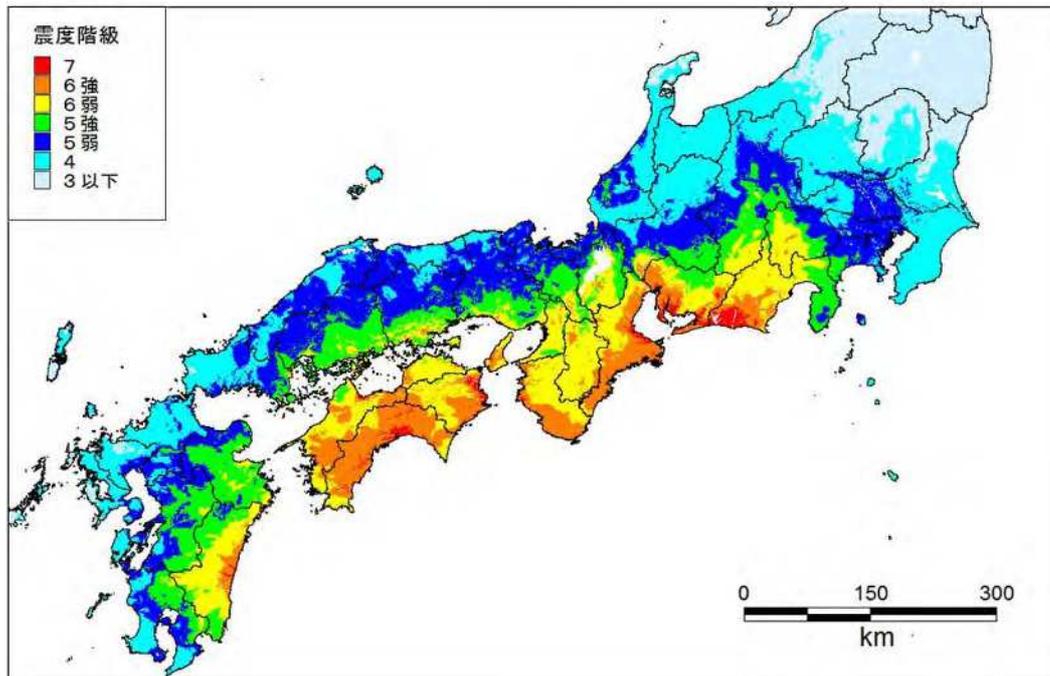
2 津波の高さ (図3)

本市では、3.6m (光漁港) の最高津波水位が想定されている。

3 津波が到達するまでの時間

本市では、±20cm (海辺にいる人の人命に影響する恐れのある水位の変化) の変動が生じるまでの時間で最短となるのは34分 (光漁港) となっている。また、最高津波水位が到達する時間は116分 (光漁港) となっている。

図2



陸側ケースの震度分布

出展：内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震の被害想定について (第1次報告)」(平成24年8月29日中央防災会議)

図3 最高津波水位分布図



4 人的被害（被害が最大となるもの） (単位：人)

区分	建物倒壊	津波※	土砂災害	火災	ブロック塀倒壊等	合計	備考
死者数	0	0	0	0	0	0	
負傷者数	2	0	0	0	1	4	

※早期避難率は低い(「すぐに避難する」20%、「避難するがすぐに避難しない」50%、「切迫避難あるいは避難しない」30%)条件で算定

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

5 建物被害（被害が最大となるもの） (単位：棟)

区分	揺れ	津波	液状化	土砂災害	火災	合計	備考
全壊・焼失棟数	0	23	182	0	0	205	
半壊棟数	24	200	109	0	0	334	

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

6 ライフライン施設被害

区分			直後		1日後		1週間後		1か月後	
上水道	断水人口(人)	%	619	1.2	619	1.2	53	0.1	0	0.0
下水道	支障人口(人)	%	437	1.1	437	1.1	437	1.1	0	0.0
電力	停電軒数(軒)	%	199	0.6	170	0.5	0	0.0	0	0.0
固定電話	不通回線数(回線)	%	121	0.7	108	0.6	108	0.6	0	0.0
ガス	供給停止戸数(戸)	%	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

※1日後以降の停電軒数及び不通回線数は、津波により建物全壊した停電軒数、不通回線数を応急復旧対象外として除いている。

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

7 交通施設被害

緊急輸送道路 (箇所)	道 路 (箇所)	港湾 (被害度がかなり高い) (岸壁)
2	15	1

8 生活支障等

(単位：人)

区 分		直 後	1週間後	1か月後
避難者	避難所避難	5,135	315	133
	避難所外避難	2,594	166	310
	合 計	7,728	481	442

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

9 経済被害 (直接被害)

183億円

第4節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

- (1) 情報の収集・伝達における役割は、震災対策編第3編第2章第1節第2項「関係機関による措置事項」に定めるとおりとする。
- (2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、(情報の種類に応じて)被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、震災対策編第3編第2章第1節「災害情報計画」に定めるところにより行うものとする。

2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、広報車、市ホームページ等を活用して住民への周知を図るものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

震災対策編第2編第10章「救助・救急、医療活動」及び第11章「火災予防対策」、第3編第3章「救助・救急、医療等活動計画」及び第11章第2節「消防活動計画」に定めるところにより行うものとする。

5 物資調達

- (1) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量を把握するとともに、市内において調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。

(2) 市は、市内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ県に対して調達、供給の要請を行う。

6 輸送活動

基本計画編第3編第7章「緊急輸送計画」に定めるところにより行うものとする。

7 保健衛生・防疫活動

基本計画編第3編第10章「保健衛生計画」に定めるところにより行うものとする。

第2項 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

市は、市内関係業者等の協力を得て、必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）を確保するものとするが、それでもなお不足する場合は、県に対して県が保有する物資等の放出等の措置及び市町間のあっせん等の措置を行うよう要請するものとする。

2 人員の配備

市は、本庁舎、支所等の配備状況を把握し、必要により県に対して人員派遣、広域的な措置をとるよう要請する。

第3項 応援要請

1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、基本計画編第3編第6章第1節第3項「応援協定」及び資料編に明記してあるとおりである。

- | |
|--|
| <p>資料編 [応援協定等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山口県消防防災ヘリコプター応援協定 ○山口県内広域消防相互応援協定書 ○中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書 ○山口県及び市町相互間の災害時応援協定(山口県及び県内全市町) ○災害時における協力に関する協定(光地区消防組合) ○瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定(海ネット共助会員) ○災害時における情報交換に関する協定(中国地方整備局) ○災害時の救護活動に関する協定(光市医師会) ○医薬品等の調達に係る協定(光市薬業組合及び光市薬剤師会) ○災害時等における協力態勢に関する協定書(大和町建設業協同組合) ○災害時等における協力態勢に関する協定(光市管工事協同組合) ○災害時における光市内郵便局、光市間の相互協力に関する覚書(光市内郵便局) ○災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書(中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンター) ○特設公衆電話の設置・利用に関する協定書(西日本電信電話株式会社山口支店) ○災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協 |
|--|

- 力に関する協定書（イオン株式会社西日本カンパニー）
- 災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）
- 災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定書（マックスバリュ西日本株式会社）
- 災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定（株式会社アステールおかむら）
- 災害時における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書（生活協同組合コープやまぐち）
- 災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定（山口県LPガス協会光支部）
- 災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定（株式会社みうら）
- 地域活性化包括連携協定（株式会社丸久）
- 災害時等における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書（株式会社オオジマ）
- 災害時等における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書（株式会社レボ）
- 避難所開設に係る覚書（山口県立光高等学校）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（社会福祉法人光富士白苑）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（社会福祉法人ひかり苑）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（社会福祉法人大和福祉会）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（社会福祉法人和光苑）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（医療法人社団光仁会）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（有限会社メディビス）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（NPO法人優喜会）
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（NPO法人森林の里）

- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
(有限会社兼清メディカルサービス)
- 災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書
(山口県行政書士会)
- 救援物資集積場所に関する覚書(山口県立光高等学校)
- 災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定書
(牛島海運有限会社)
- 災害時における地図製品等の供給等に関する協定(株式会社
ゼンリン事業統括本部総合販売本部中四国エリアグループ)
- 災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社)
- 災害時における施設等の提供の協力に関する協定
(社会福祉法人ひかり苑)
- 災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定
書(山口県産業ドローン協会)
- 災害時における石油類燃料の供給に関する協定
(山口県石油商業組合周南連合支部光地区)
- 災害時における応急対策資機材の供給に関する協定
(光東株式会社)
- 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定
(光環境整備株式会社、熊谷興業株式会社、有限会社大和清掃
興業)
- 災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する
協定(ワールド動物病院、光動物愛護病院、菅原獣医科医院、
かわの動物病院)
- 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定
(株式会社バカン)
- 包括連携に関する協定(大塚製薬株式会社)
- 災害時における物資供給等に関する協定
(株式会社ジュンテンドー)
- 災害時における福祉避難所の設置・運営及び施設等の提供の協
力に関する協定(社会福祉法人ひかり苑)
- 災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する
協定書(光アニマルケアクリニック)
- 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
(社会福祉法人光仁会)
- 災害時におけるバス利用に関する協定書
(アサヒ観光株式会社)

<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車を活用したまちづくりに関する包括連携協定書 (日産自動車株式会社、山口日産自動車株式会社、住友三井オートサービス株式会社) ○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (社会福祉法人睦会) ○災害時における避難所等の安全確保に関する協定 (総合警備保障株式会社) ○災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定 (D S S K Y W O R K S株式会社) ○災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定 (ジェムカ株式会社) ○災害時における物資輸送等における協定 (福山通運株式会社徳山支店) ○光市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書 (社会福祉法人 光市社会福祉協議会)

- 2 市は、必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。
- 3 市は、必要があるときは、県に対し、「災害派遣要請依頼書」をもって自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

なお、災害派遣を要請する予定の事項は、基本計画編第3編第6章第2節第1項「災害派遣要請の範囲と対象となる災害」に定めるとおりである。

資料編 [様式等] ○自衛隊災害派遣要請依頼書

第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保 及び迅速な避難救助に関する事項

第1項 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は、直ちに水門等（自動・遠隔操作によるもの及び安全に閉鎖が可能なもの）の閉鎖、工事中の場合は工事の中断の措置等を講じるとともに、津波に関する情報収集をする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
- (5) 同報系・移動系無線の整備等の方針及び計画
- (6) 津波に関する情報入手の手段

第2項 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、本章第4節第1項「1 情報の収集・伝達」のとおりとするほか、市は、次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

上記について、震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」を準用する。

第3項 避難対策等

- 1 市は、県の津波浸水想定等を踏まえ、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように津波ハザードマップの周知を図る。
- 2 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の早期作成に努める。
- 3 市は、想定される最大規模の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行うものとする。
- 4 震災対策編第3編第4章「避難計画」に定めるところにより、避難対策を実施する。

なお、この場合、高齢者、子ども、病人、障害者等要配慮者に対する支援、また外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮した対応を行う。

- 5 市は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 6 市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、県と連携して徒歩帰宅のための支援策等を講じる。

上記について、震災対策編第2編第17章第2節「津波からの避難」及び第3節「海岸保全施設等の整備」、第3編第4章第1節「避難指示等」及び第2節「避難所の設置運営」、第14章「要配慮者支援計画」を準用する。

第4項 消防機関等の活動

- 1 市は、消防機関及び水防団（消防団）が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土嚢等による応急浸水対策

- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- (7) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5項 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、震災対策編第3編第16章第3節「水道施設」に定める措置を講じる。

2 下水道

震災対策編第3編第16章第4節「下水道施設」に定める措置を講じる。

3 電気

(1) 電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

(2) 中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンターが行う措置

基本計画編第3編第17章第1節「電力施設」及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

4 ガス

(1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

(2) 山口合同ガス株式会社が行う措置

基本計画編第3編第17章第2節「ガス施設」及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

5 通信

(1) 指定公共機関NTT西日本株式会社山口支店が行う措置

基本計画編第3編第17章第5節「電気通信設備」及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(2) 市が行う措置

基本計画編第3編第2章第3節「通信運用計画」に定める措置を講じる。

6 放送

(1) 日本放送協会山口放送局が行う措置

基本計画編第3編第2章第5節第3項「放送局の報道計画」及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(2) 山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が

行う措置

基本計画編第3編第2章第5節第3項「放送局の報道計画」及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

第6項 交通対策

1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

2 海上

徳山海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避される等、必要な措置を実施する。

3 鉄道

走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置など、各事業者が策定する対策計画に定める措置を講じる。

4 乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等については、各事業者が策定する対策計画に定めるものとする。

第7項 市自らが管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、支所、社会教育施設（図書館、生涯学習施設等）、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の利用者等への伝達

(ア) 利用者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう、適切な伝達方法を検討するものとする。

(イ) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう、事前に検討するものとする。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう、利用者等に対し、伝達する方法を明示するものとする。

イ 利用者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困

難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校、研修所等にあつては、

(ア) 当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば養護学校等）、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部が置かれる庁舎、また出先機関等の管理者は、前記1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

第8項 文化財保護対策

文化財に係る、災害による被害軽減を図るため、市は、次のような対策を推進する。

1 被災文化財を速やかに救出できるよう文化財の所在リスト（市内指定文化財目録等）を整備する。

2 土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップを活用し、文化財の被害想定を確認するとともに、安全な管理場所への移動を検討する。

3 防災設備の点検・整備を行う。

4 消防、県、被災文化財の救出・保全業務を推進する民間団体関係機関との連携・協力体制を確立する。

5 消防機関への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練を実施する。

6 文化財の所有者又は管理団体等に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

資料編 【その他】○指定文化財一覧

第6節 時間差発生等への対応

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節】を準用する。

第2項 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節】を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【震災対策編 第3編 第2章 第5節】を準用する。

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、【震災対策編 第3編 第2章 第2節】に定めるとおりとする。

4 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

6 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

(2) 県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

(3) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に水防活動が円滑に行われるよう、必要な措置をとるものとする。

7 警備対策

光警察署は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第16章 第3節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(2) 電気

- ア 電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- イ 指定公共機関中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンターが行う措置
必要な電力を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第16章 第1節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(3) ガス

- ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
- イ 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置
必要なガスを供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第16章 第2節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(4) 通信

指定公共機関NTT西日本株式会社山口支店は、【震災対策編 第3編 第16章 第5節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

(5) 放送

- ア 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置
【震災対策編 第3編 第2章 第4節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。
- イ 山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置【震災対策編 第3編 第2章 第4節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

9 金融

日本銀行下関支店は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

10 交通

(1) 道路

- ア 県警察(光警察署)は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知を図るものとする。
- イ 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 海上

- ア 徳山海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。
- イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

11 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね

次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- (ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (イ) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- (ウ) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- (エ) 幼稚園、小・中学校等にあつては児童生徒等に対する保護の方法
- (オ) 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法。なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講ずるものとする。

1.2 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、必要に応じて、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係

者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節】を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法についてはその体制及び周知方法については【震災対策編 第3編 第2章 第5節】を準用する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化

震災対策編第2編第5章「建築物・公共土木施設等の耐震化」に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

2 避難場所の整備

震災対策編第2編第4章「地震に強い都市・農山漁村構造の形成」、第17章第3節「海岸保全施設等の整備」に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

3 避難路の整備

震災対策編第2編第4章「地震に強い都市・農山漁村構造の形成」、第17章第3節「海岸保全施設等の整備」に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

4 津波対策施設

震災対策編第2編第17章「津波災害予防対策」に定めるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。

5 消防用施設の整備等

市は、消防用施設及び消防用資機材の整備事業計画を、別に定めるものとする。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路又は漁港の整備

市は、緊急輸送道路等の整備事業計画を、別に定めるものとする。

7 通信施設の整備

市は、本章第5節第2項「津波に関する情報の伝達等」に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設の整備計画を、別に定めるものとする。

第8節 防災訓練計画

1 市は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

訓練の内容については、次に掲げるもののほか、基本計画編第2編第3章「防災訓練の実施」に明記してあるとおりとする。

- (1) 動員訓練及び本部運営訓練
- (2) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- (3) 警備及び交通規制訓練

なお、市が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し、県から必要な助言と指導を得て行うものとする。

2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。

3 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

4 県は市、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、市、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。

訓練の内容については、次に掲げるもの等、【震災対策編 第2編 第3章】に明記してあるものとする。

- (1) 動員訓練及び本部運営訓練
- (2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (3) 警備及び交通規制訓練

なお、県は、市が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。

【震災対策編 第2編 第3章を準用する】

第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。防災教育は、各部、各課、各施設ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ④ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ⑤ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ⑥ 職員等が果たすべき役割
- ⑦ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑧ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

市は、県や防災関係機関の協力を得て、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ④ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ⑤ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ⑥ 正確な情報入手の方法
- ⑦ 市及び防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- ⑧ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑨ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ⑩ 避難生活に関する知識
- ⑪ 平素住民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ⑫ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ⑬ 被災者への行政からの支援制度、相談窓口等

上記について、震災対策編第2編第17章第1節「津波意識の向上」及び第2節「津波からの避難」を準用する。

3 児童、生徒等に対する教育

震災対策編第2編第1章「防災思想の普及啓発」に定めるところによるものとする。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

震災対策編第2編第1章「防災思想の普及啓発」に定めるところによるものとする。

5 自動車運転者に対する教育

震災対策編第2編第1章「防災思想の普及啓発」に定めるところによるものとする。

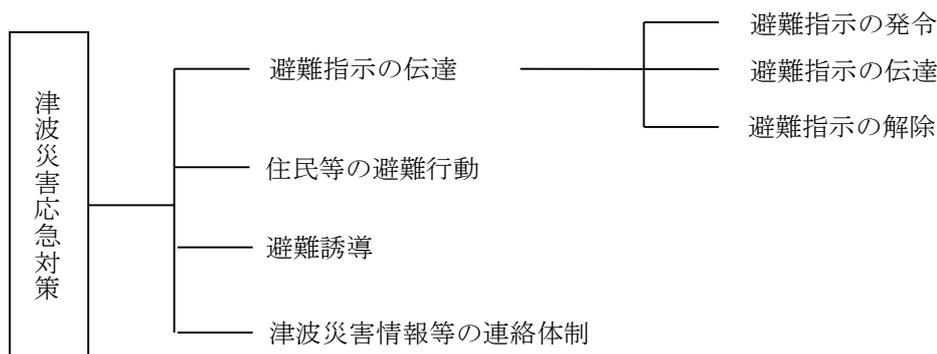
6 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第19章 津波災害応急対策計画

各課共通

津波からの避難は、住民自らが津波警報等の情報を把握し、迅速かつ主体的に避難することが最も重要であることから、住民等が円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を定める。



第1節 避難指示の伝達

第1項 避難指示の発令

津波には、到達時間の極めて短いものから、到達までに相当の時間を要するものまでであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、市は次の判断基準に基づき、いずれかの場合にただちに避難指示等を行う。

- 1 強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認める場合

※ 沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達することも考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、ただちに避難指示を発令する必要がある。

- 2 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知した場合

第2項 避難指示の伝達

避難指示は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

- 1 避難指示を発令したときは、速やかに、その内容を広報車、市ホームページ、防災行政無線、メール配信サービス、防災情報電話通知サービス、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ、又は直接住民に対し、周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮するものとする。

- 2 津波警報等に応じて自動的に避難指示を行う場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点

から、津波の規模と避難指示の発令対象となる地域を住民等に伝達する。

第3項 避難指示の解除

当該津波予報区の津波注意報等が解除されるまで、避難指示の解除は行わない。

第2節 住民等の避難行動

沿岸等において強い揺れ等を感じた時は、住民、船舶等に、次の避難行動をとるよう周知徹底を図る。

1 住民に対する内容

- ① 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台等に避難する。
- ② 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- ③ 揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、大津波警報又は津波警報が発表されたときは急いで高台等に避難する。
- ④ 津波注意報でも危険であるので海水浴や海釣りは行わない。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等の解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。

2 船舶に対する内容

- ① 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。
- ② 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
- ③ 揺れを感じなくても津波警報、注意報が発表されたときは直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。
- ④ 港外に退避できない小型船舶は、直ちに陸上の高台に避難する。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので警報、注意報解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。
- ⑥ 津波に対する協議会等が設立されている地域、港においては、港長等から発令された勧告等のおり安全対策を実施する。（時間的余裕のある場合にのみ行う。）

第3節 避難誘導

- 1 市は、住民等が迅速かつ安全に避難が行えるよう誘導する。
- 2 避難誘導や防災対策を行う消防職団員や警察官、市職員については、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。
- 3 予想される津波の到達時間を考慮しつつ、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者の避難支援等を行う。

第4節 津波災害情報等の連絡体制

- 1 県及び市、防災関係機関等は震災対策編第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」により、津波等に関する必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。
- 2 県及び市は、津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、メール配信サービス、市SNS、Lアラート、ワンセグ等のあらゆる手段を活用する。
- 3 報道機関の協力を受けて、住民等に対し広報を行う。